



横須賀市 都市公園の整備・管理の方針

令和4年3月（策 定）

令和8年4月（部分改定）

横須賀市建設部

令和 8 年度 部分改定の概要

1 改定の趣旨

このたび、上位計画である「横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～（令和 8 年 3 月改定）」（以下「上位計画」という。）が令和 8 年 3 月に改定され、現行の整備・管理方針との整合が図られ、これまでの取組を継続していくことになりました。

これにより、上位計画との整合性の確保および正確性を期すため、必要最小限の時点修正を行いました。

2 改定の位置付け及び取組期間

今回の改定は、当初方針の基本的な考え方を継承した上で行う部分改定です。

取組期間については、上位計画の計画期間に合わせ、目標年度を令和 11 年度（2029 年度）まで延長しました。

（旧：令和 4 年 3 月～令和 9 年 3 月／新：令和 4 年 3 月～令和 12 年 3 月）

3 改定の主な内容

- （1）上位計画の改定（基本理念及び基本方針等）に伴う、関連用語や整合性の整理
- （2）取組期間（目標年度）の見直し
- （3）その他、誤記・誤認のおそれがある表現の修正

4 閲覧上の注意

具体的な変更箇所については、別途公表する新旧対照表をご参照ください。

はじめに

横須賀市の都市公園は、海や山々の豊かな自然環境に恵まれ市内外を問わず多くの方々に利用されています。近年、プロスポーツチームの誘致やエンターテインメントのイベントでの活用等、地域の活性化にも貢献しています。

また、都市公園の整備・管理の状況については、旧軍港都市であることによる旧軍跡地等の払い下げ用地や近郊緑地特別保全地区の買入れによる土地の公園化等により、令和2年度（2020年度）末時点で、都市公園は534か所（約498ha）あります。

現在、本市の都市公園においては、少子高齢化による公園利用ニーズの変化や、公園施設の老朽化、地球温暖化による環境問題等、新たな課題も生じています。

そこで、このような社会情勢等をふまえ、より効率的で効果的な公園の整備・管理を行うため、今後の都市公園行政の方向性を示した「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を策定しました。

目 次

第1章 本方針の目的と位置づけ	1
1-1 目的	1
1-2 本方針の位置づけ	1
1-3 関連計画	2
第2章 都市公園の現状と課題	3
2-1 都市公園を取り巻く状況	3
2-2 都市公園の利用状況	5
2-3 都市公園の配置状況	6
2-4 課題の整理	11
第3章 基本的な考え方	12
3-1 公園の目指す姿	12
3-2 基本方針	12
3-3 公園の適切な配置	13
第4章 都市公園の整備・管理の方針	17
4-1 基本施策の体系	17
4-2 整備の基本的な考え方	18
4-3 管理の基本的な考え方	27
第5章 今後について	35
資料編	36
1 関係法令の改正内容	36
2 都市公園利用者ニーズの把握調査	37
3 都市公園の配置状況	38
4 その他の状況	45
5 整備・管理の取組	46
6 用語集	53

第1章 本方針の目的と位置づけ

1-1 目的

都市公園は、子どもの遊び場や、市民の憩いと健康増進の場、潤いのある都市環境の創出等の多くの機能を有し、市民の生活に大きく寄与しています。

しかし、本市の都市公園を取り巻く状況は日々変化しており、様々な課題が生じています。これらに対処するためには、公園の機能を発揮させながら、多様な主体と連携し、柔軟に運用するなど、より効率的で効果的な取組が求められています。

本方針は、「横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～（令和8年3月改定）」の都市公園に関する推進施策に基づき、市民生活の質の向上や都市の発展に貢献することを目的として、これから取り組むべき都市公園の整備・管理に関する方向性を示すものです。

1-2 本方針の位置づけ

本方針では「横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～（令和8年3月改定）」を上位計画とし、本計画の基本方針2に基づいた都市公園に関する推進施策2-1～4など（次頁参照）をふまえた公園に特化した方針を定めています。また、その他分野別計画についても整合を図ります。

これまで本方針の公園の整備・管理の基本的な考え方に対する取組期間をおおむね5年間とし、目標年度を令和8年度（2026年度）として取組を進めるとともに、その進捗管理を行ってきました。このたび、令和8年3月の基本計画の改定においても、現行の整備・管理の方針との整合が図られ、これまでの取り組みを継続していくことから、新たな目標年度を基本計画に合わせ令和11年度とします。

今後も、公園を取り巻く社会情勢や地域のニーズに適切に対応するため、適宜方針を見直すとともに、必要に応じて内容の変更を行います。

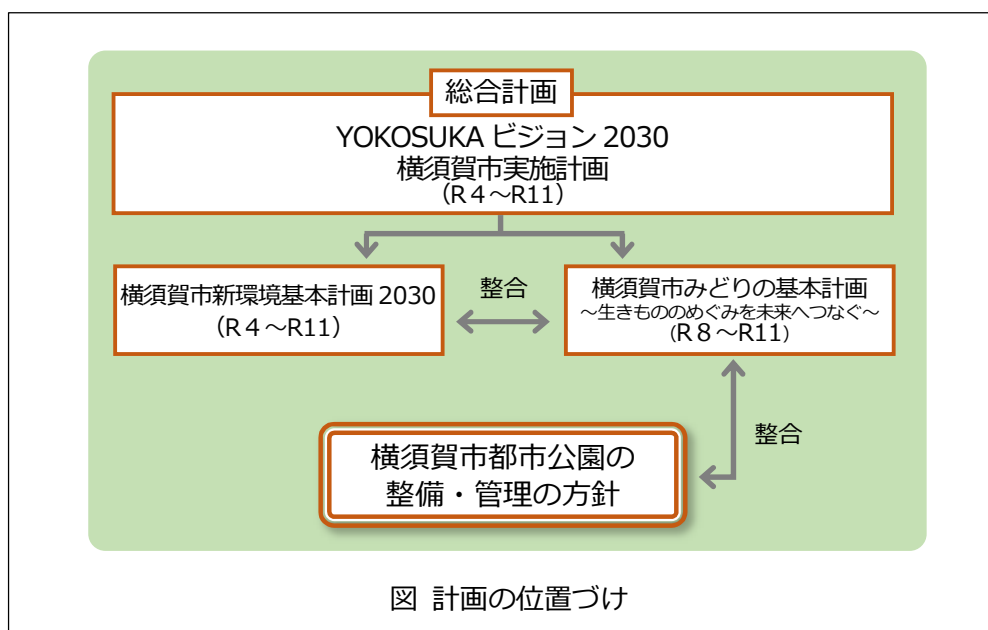
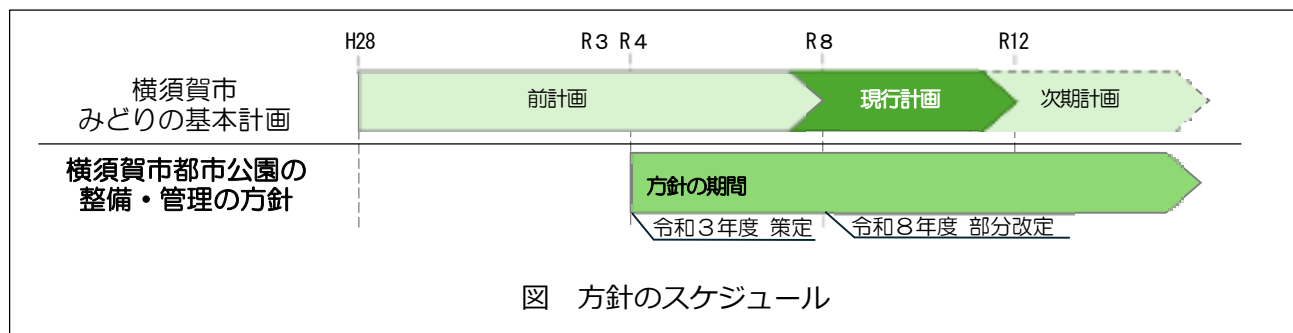


図 計画の位置づけ



1-3 関連計画

横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～（令和8年3月）

「横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～」は、都市公園に関する基本方針等と推進施策を定めています。本方針はこれをふまえた、都市公園の整備・管理の方針及び詳細の基本施策を定めるものです。

横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～ 大きな目標

基本理念

人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

将来像

多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた「みどりの中の都市」

目標

みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに、生物多様性の向上などにより、みどりの質を高めます

都市公園に関する基本方針

基本方針1 みどりの保全・創出と機能の向上

基本方針2

魅力ある公園づくり

都市公園に関連する推進施策（第4章）

「1-4」公共施設におけるグリーンインフラの導入

方針など：公共施設における防災、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、Well-being等の機能を向上させるため、これらの機能向上に寄与するグリーンインフラの導入を推進する。

「2-1」地域ニーズをふまえた公園機能の再編

方針など：年代別の人口状況及び分布や、各世代の多様なニーズを把握し、身近な公園の適切な維持管理に努める。これにより、子どもの遊び場の確保や高齢者の利用への対応等を図るとともに、子育て世代を含む地域住民の交流や心身の健康増進につながる質の高い公園づくりを行う。

「2-2」安全・安心と防災力のある公園づくり

方針など：誰もが安心して利用できるための施設整備や、老朽化した施設の更新を計画的に進める。また、地域防災計画等の防災における位置づけをふまえ、災害時の防災拠点（避難拠点、物流拠点）となる公園の維持や安全性を優先した維持管理を行う。

「2-3」集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理

方針など：交流の拠点となる公園や歴史的、文化的資産と一体となった公園について、様々な整備手法の導入や、利活用を促進することで、地域のブランド力や魅力の向上、交流人口の増加を目指す。また、公園整備、管理の際には、パークマネジメントの視点を積極的に取り入れる。

「2-4」効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進

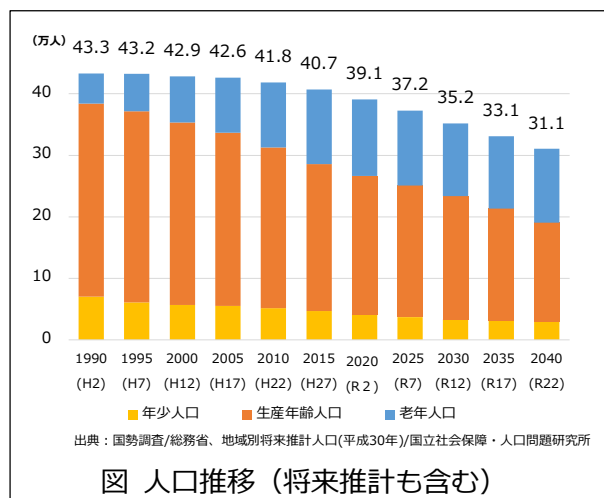
方針など：Park-PFIや指定管理者制度等を活用し、民間のノウハウを活かした質の高いサービスの実現や公園の利活用を促進する。また、施設やイベントの情報を積極的に、効果的に発信することで、市の内外を問わず幅広い世代に広く周知を図る。加えて、都市公園法の改正等による新たな取組みについても、必要に応じて導入の可能性を検討する。なお、公園の整備、活用の際には、パークマネジメントの視点を積極的に取り入れる。

第2章 都市公園の現状と課題

2-1 都市公園を取り巻く状況

(1) 社会情勢の変化

本市の人口は減少傾向にあり、令和 22 年（2040 年）には人口が約 31 万人になることが見込まれます。また、年少人口と生産年齢人口が減少傾向にある中、老年人口の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいくことも見込まれています。そのため、都市公園においては、利用者層の変化や公園に求められるニーズの変化に対応した整備・管理や、教育・観光・健康・福祉等、他分野との連携が求められています。



(2) 自然条件

近年、台風の大型化や集中豪雨等の影響で激甚災害発生の可能性が高まってきたことや、土砂災害特別警戒区域等の指定に伴い、公園や緑地において、土砂災害特別警戒区域での周知啓発や、急傾斜地崩壊危険区域での法面对策等、安全・安心に寄与する取組が求められています。

(3) 本市の都市公園の特徴

本市は軍港都市として発展した歴史があり、「旧軍港市転換法」のもと旧軍用財産のうち約43%を公園・緑地としてきました。また、みどり豊かな自然環境を保全するため、武山区域及び衣笠・大楠山区域が近郊緑地特別保全地区に指定されており、市有地化された樹林地については都市公園に位置付け管理しています。

また、本市の都市公園には海や山に囲まれた景観を楽しめる公園や、花やみどりの四季を感じることができる公園、歴史・産業遺産を保存・活用した公園等、本市ならではの特色が楽しめる公園が多く存在します。これらの都市公園は花の開花状況等により来園者数が左右されるなど繁忙期と閑散期が存在するため、公園ごとの特性に応じた管理運営が求められています。

(4) 多様な都市公園の役割

都市公園は、「良好な都市環境の提供」「都市の安全性・防災性の向上」「市民活動・憩いの場の形成」「地域の活性化」等の役割を担っています。（都市公園の役割/国土交通省 HP より）

本市においても、遊びや癒し、健康増進の場としての利用をはじめ、観光や学び、防災拠点として活用されているほか、地球温暖化の防止、生態系や生物多様性の保全にも寄与しています。そのため、今後も都市公園の整備・管理に関連する様々な主体との連携が求められています。また、近年の感染症による閉鎖的な社会において、公園は身近なコミュニティ形成の場として活用されています。

（５）関係法令の改正

人口減少等社会情勢が変化する中、民間活力を最大限活かすことで、みどり・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市公園法等が平成 29 年（2017 年）に改正されました。

法令の改正により、新たな公園利用の可能性を含めた都市公園の整備・管理が求められています。

【都市緑地法の主な改正内容】

- 緑の基本計画の記載事項の追加
- 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充
- 市民緑地認定制度の創設
- 緑化地域制度の改正
- 緑地の定義への農地の明記

【都市公園法の主な改正内容】

- 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- PFI 事業の設置管理許可期間の延伸
- 保育所等の占用物件への追加
- 公園の活性化に関する協議会の設置
- 都市公園の維持修繕基準の法令化

※主な改正内容の詳細については、資料編 P36 1「関係法令の改正内容」のとおりです。

（６）社会的課題への新たな取組

1) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化等により新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます。（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省 HP より）

公園では、雨水貯留浸透施設の整備による治水対策や、樹林地や水辺環境の適切な維持管理による生物多様性の確保等がグリーンインフラとして挙げられ、本市においても導入を検討し、実施していく必要があります。

2) SDGs

SDGs とは、「持続可能な開発目標」として、平成 27 年（2015 年）9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和 12 年（2030 年）を期限とする 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進することが地方創生に資するとして、平成 29 年（2017 年）に、内閣府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、地方自治体における SDGs 達成に向けた取組の推進が位置づけられました。

2-2 都市公園の利用状況

(1) ニーズの変化

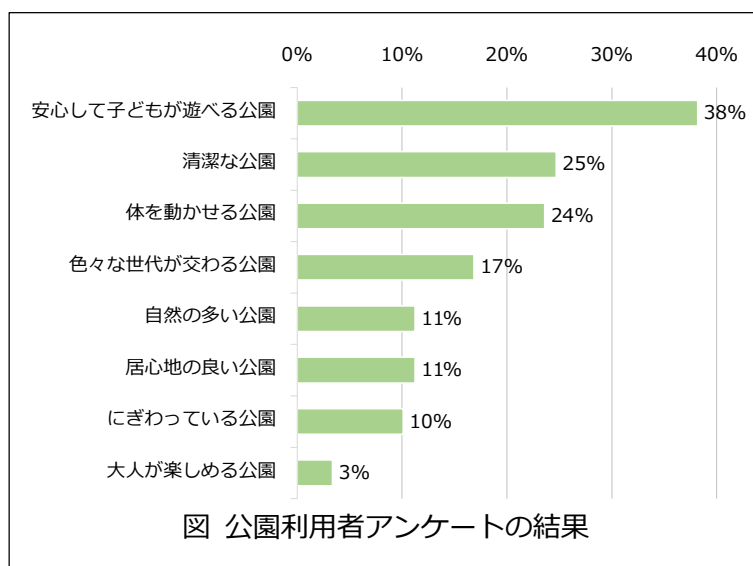
公園開設時と現在では、年少人口の減少と老年人口の増加により公園利用者層が変化していることから、街区公園をはじめとした都市公園では、健康増進を目的とした利用のニーズが高まっています。また、指定管理公園ではコンサートの開催や講座のイベントが行われるなど、文化活動への活用も増えているため、利用状況等をふまえた公園の適切な維持管理が必要です。

(2) 公園利用者の声

公園利用者に、「地域の公園に求めること」について、アンケート（令和2年（2020年）10月）を実施しました。その結果によると、子育てや健康、レクリエーション、教育、コミュニティ形成等、都市公園には、様々なニーズがあることがわかりました。

都市公園ごとに求められるニーズは異なることから、再整備等による公園の機能の活用が求められています。

※詳細については、資料編 P37 2「都市公園利用者ニーズの把握調査」のとおりです。



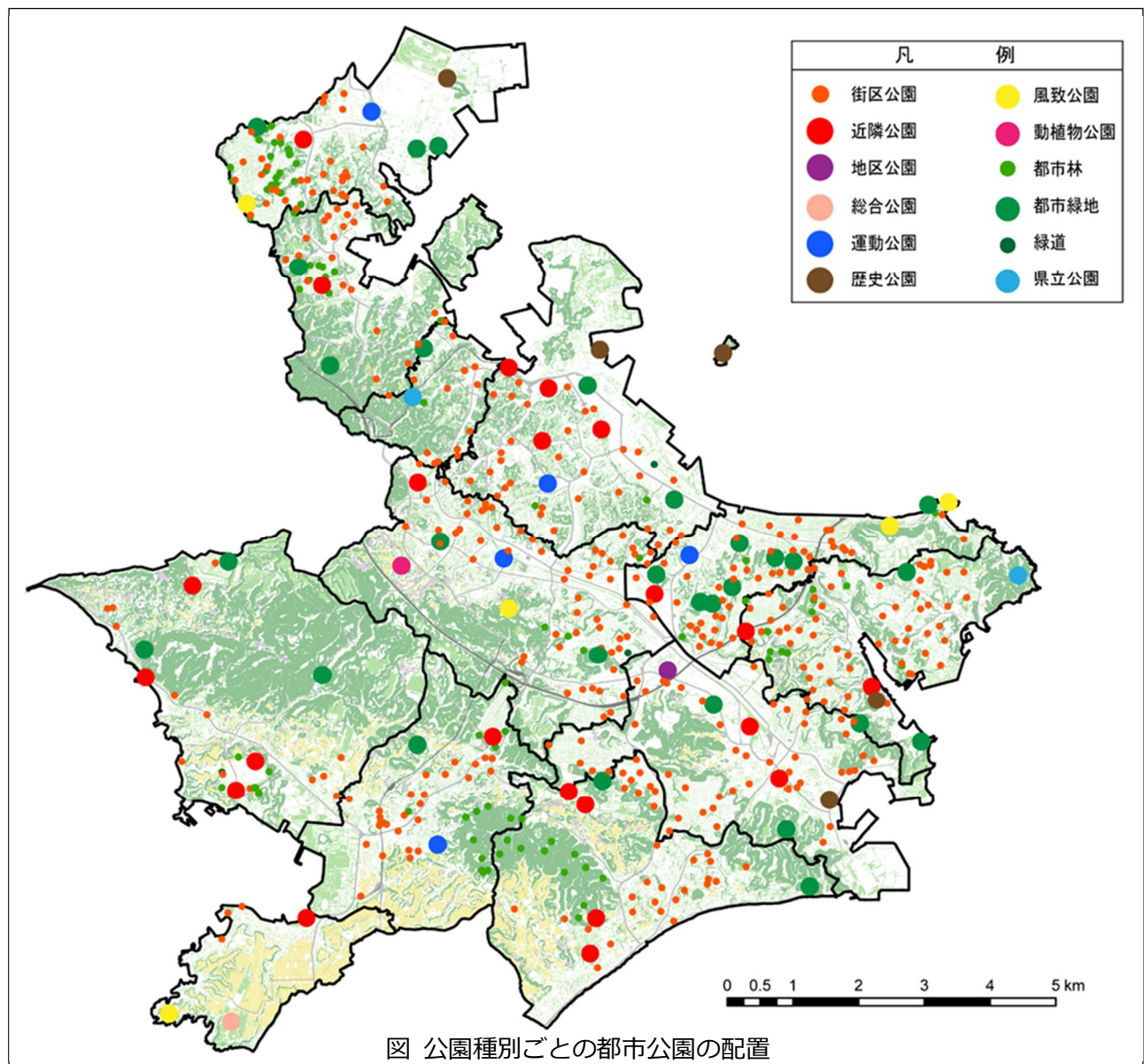
2-3 都市公園の配置状況

(1) 公園種別ごとの現状

種別		都市公園法上の位置づけ	現状
住区 基幹 公園	街区 公園	・もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする ・標準敷地面積:0.25ha/箇所	・379 箇所 ・本市都市公園数の約 7 割を占める ・約 8 割は設置から 30 年以上経過している ・公園プールの老朽化が進み、一部廃止が決定している ・町内会活動の場として利活用がされている ・街区外からも利用されるような都市公園から利用率が低い都市公園まで存在する ・利用率の低い都市公園の役割を整理した上で、効率的な維持管理が必要である
	近隣 公園	・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする ・標準敷地面積:2ha/箇所	・22 箇所 ・歴史・産業遺産を活用した都市公園や、指定管理者制度を導入している運動の機能を備えた都市公園等、公園種別に捉われない利活用がされている
	地区 公園	・主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする ・標準敷地面積:4ha/箇所	・1 箇所 ・サッカーグラウンドや野球場等の運動施設があり、運動公園に近い形で利活用がされている ・防災拠点として、非常災害時に対応できる取組が必要である
都市 基幹 公園	総合 公園	・都市住民全体の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする ・標準敷地面積:10～50ha/箇所	・1 箇所 ・開設当初から民間活力を積極的に導入している ・大型公園施設の効率的な維持管理が必要である
	運動 公園	・主として運動の用に供することを目的とする ・標準敷地面積:15～75ha/箇所	・5 箇所 ・有料運動施設を数多く整備している ・体育館や観覧場等老朽化した施設が数多くある ・運動施設の機能維持に多額のコストが必要である
特殊 公園	風致 公園	・水とみどりで形成される良好な自然的景観を享受することを目的とする	・5 箇所 ・三浦半島屈指の景観を望むことができる一方、がけ地や斜面地であることから、災害防止のため樹木管理や自然がけの保護・保全が必要である
	動植物 公園	・主として動植物に親しむことを目的とする	・1 箇所 ・1 年を通じて花を楽しめる ・繁忙期以外の話題性が必要である
	歴史 公園	・主として史跡や名勝に親しむことを目的とする	・5 箇所 ・本市独自の歴史を反映して開設されており、いずれも本市の顔となっている ・歴史的事実を将来にわたり伝えていくため、多様な主体との連携が求められる ・日本遺産や教養施設等の象徴的な施設の保全が必要である

種別		都市公園法上の位置づけ	現状
緑地等	都市林	・主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする	・89 か所 ・都市緑地保全事業等に伴い増加し続けている ・暴風雨等の影響による災害発生が多く、ハザードの指定状況等をふまえて、緑地保全とともに防災対策を重視する必要がある
	都市緑地	・主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図ることを目的とする ・標準敷地面積:0.1ha/箇所	・29 か所 ・大きな自然の中で、様々な形で楽しめるスポットが点在している ・丘陵地や水辺を活かし、のんびり自然を楽しむ
	緑道	・災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする	・3 か所 ・市民の生活道路としての機能もあり、公園機能よりも交通機能としての維持管理が求められる

(公園数：令和 6（2026）年度末時点、県立公園は除く。)



※詳細については、資料編 P38 3（1）「都市公園の種別ごとの配置」のとおりです。

(2) 都市公園の整備状況

1) 都市公園の整備実績

本市の都市公園（県立公園を除く）は、旧軍跡地等を公園・緑地として整備した公園（三笠公園、長井海の手公園等）や、近郊緑地特別保全地区の公園化等が含まれ、令和6年度（2026年度）末時点で、540か所、約621haの公園が整備されています。

また、市民一人当たりの公園面積は17.16㎡/人（令和6年度（2026年度）末時点）で、都市公園法運用指針による一人当たり都市公園面積の標準である10㎡/人よりも多い水準を維持していますが、今後も市民に親しまれるとともに、集客性と魅力あるまちづくりに寄与し続けられるよう、適切な公園施設の整備が必要です。

表 都市公園の整備実績

種別		整備実績			
		令和2年度末		令和6年度末	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	378	77.84	379	77.91
	近隣公園	22	39.37	22	39.21
	地区公園	1	4.27	1	4.27
都市基幹公園	総合公園	1	28.13	1	28.13
	運動公園	5	33.47	5	33.47
特殊公園	風致公園	5	28.61	5	42.45
	動植物公園	1	3.76	1	3.76
	歴史公園	4	9.56	4	10.23
緑地等	都市林	88	129.30	89	137.24
	都市緑地	26	142.56	29	243.67
	緑道	3	0.73	3	0.73
合計		534	497.62	540	621.07

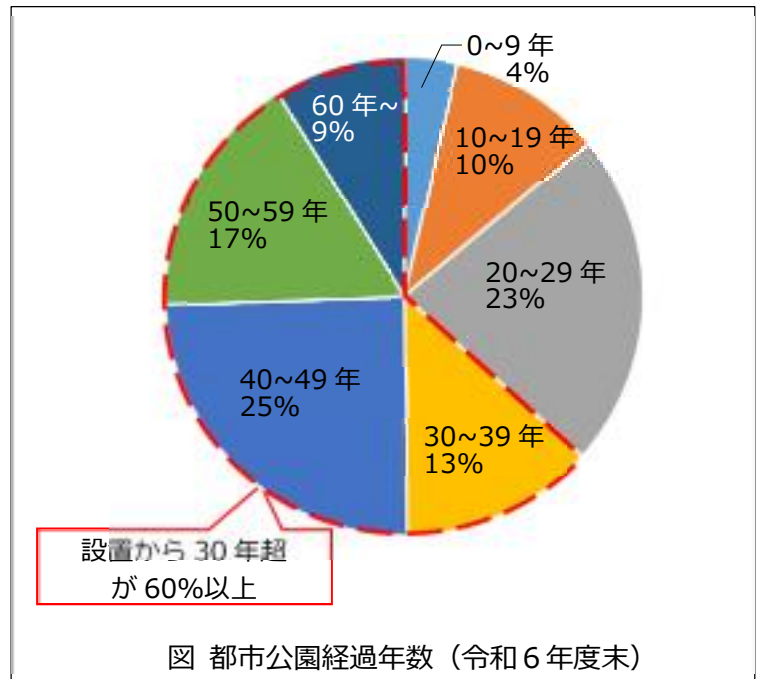
※一人当たりの公園面積の詳細については、資料編 P45 4（1）「一人当たりの公園面積（H30 都市公園法運用指針より抜粋）」のとおりです。

※県立公園は神奈川県で整備・管理しているため、含めません。

2) 都市公園の経過年数

本市の都市公園は、急速な都市化に伴い整備されてきましたが、設置から 30 年以上経過した公園が半数を占め、遊具やベンチ等公園施設の老朽化が進行しています。

そのため、効率的で効果的な公園施設の更新が必要です。



3) 長寿命化計画に基づいた公園施設の改修・更新

本市では、「横須賀市公園施設長寿命化計画」において、令和 14 年度までの改修計画を策定しており、老朽化した公園施設に対し、計画的な修繕・更新を行っています。引き続き、適切な公園施設の改修・更新を行うため、長寿命化計画を定期的に更新する必要があります。

4) 都市計画公園・緑地の見直し

都市計画決定後、長期にわたり一部または全部が未着手となっている都市計画公園・緑地があります。神奈川県「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」(平成 27 年(2015 年)3 月)をふまえ、これらの公園・緑地については、整備の必要性・実現性・代替性等を検証していく必要があります。

5) 開発行為に伴う公園整備

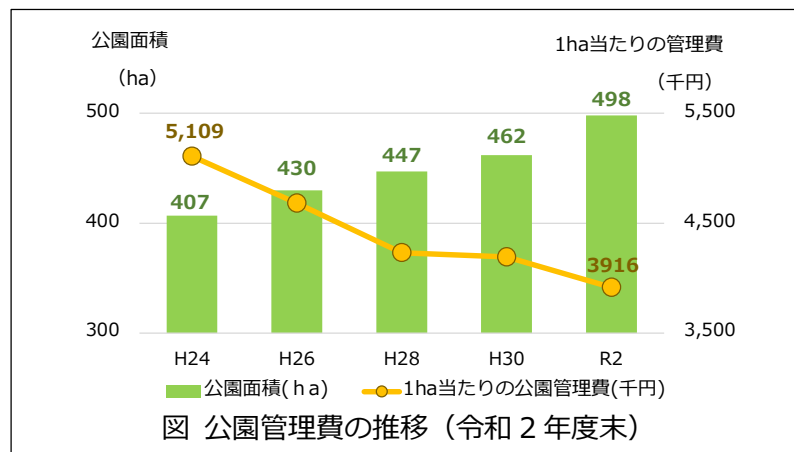
0.3ha 以上の開発行為に伴い公園を整備したときは、都市計画法第 40 条に基づき、本市に帰属されます。今後、開発行為に伴う公園整備の協議を行う際は、周辺公園の配置及び機能を考慮した、配置計画や機能選択が必要です。

(3) 都市公園の管理状況

1) 公園管理費の推移

本市の都市公園（県立公園を除く）の面積は増加傾向にあります。1 ha 当たりの公園管理費は減少傾向にあります。公園管理に対するニーズはより多様化していくことが予想されるため、限られた財源の中で、公園ごとのニーズ等をふまえた効率的で効果的な維持管理が必要です。

また、町内会やボランティアによる清掃等の活動が活発な公園もありますが、これらの参加者が高齢化しており、若い世代も参加できる公園管理の推進が必要です。



2) 指定管理者による管理公園数と、市直営の管理公園数

本市の都市公園（県立公園を除く）では、観光拠点や運動場、自然を体験できる公園を中心に、公園種別に捉われることなく指定管理者制度を導入しており、その他の公園は市直営で管理しています。

指定管理公園については、繁忙期と閑散期に合わせた取組や、公園ごとの特性に応じた管理運営の検討が必要です。

表 公園種別による指定管理者制度導入状況

種別		指定管理者制度を導入している公園数		市直営で管理している公園数		合計公園数	
		R2年度末	R6年度末	R2年度末	R6年度末	R2年度末	R6年度末
住区基幹公園	街区公園	4	1	374	378	378	379
	近隣公園	7	7	15	15	22	22
	地区公園	1	1	-	0	1	1
都市基幹公園	総合公園	1	1	-	0	1	1
	運動公園	5	6	-	-1	5	5
特殊公園	風致公園	2	4	3	1	5	5
	動植物公園	1	1	-	0	1	1
	歴史公園	2	3	2	2	4	5
緑地等	都市林	-	-	88	89	88	89
	都市緑地	5	6	21	23	26	29
	緑道	-	-	3	3	3	3
合計		28	30	506	510	534	540

※県立公園は神奈川県で整備・管理しているため、含めません。

2-4 課題の整理

前頁までの課題を整理します。



上記の様々な課題から、公園だけでなく、周辺施設と一体となったにぎわいや魅力の創出による、まちづくりへの貢献や、様々な利用者ニーズを反映した、適切な施設を整備・管理すること、また、近年の激甚災害の増加を受けた安全・安心への取組として、防災力の強化を進める必要があります。

課題の解決に必要な事項

まちづくりへの貢献

利用者等ニーズの反映

防災力の強化

第3章 基本的な考え方

3-1 公園の目指す姿

「人々がつどい 横須賀のまちが輝く 公園づくり」

都市公園は、子どもから高齢者まで全世代の人々の日常生活にとって大切な場であり、時にはイベント等の特別な場としても活用されています。また、地域活動や子育て、レクリエーションの場としてだけでなく市内外からの観光客の誘致等、潜在的に幅広い機能を有していることから、本市の都市公園に対する期待はますます高まっています。そのため、今後は都市公園の計画・設計・工事・管理にとどまらず、健康・福祉・教育・経済・観光・まちづくり・環境等、様々な分野の課題解決に最大限貢献する公園づくりを目指します。

3-2 基本方針

課題の解決に必要な事項（P11 2-4 「課題の整理」より）に取り組むため、それぞれに対応した基本方針を定め体系化し、課題の解決を目指していきます。

課題の解決に必要な事項

まちづくりへの貢献

利用者等ニーズの反映

防災力の強化

基本方針

基本方針①

公園をまちづくりの担い手として活用する

みどりの量を維持した上で、公園の多機能性を最大限引き出すことにより、まちや地域の活性化に貢献する

（説明）

まちづくりの拠点として、周辺施設と連携した管理・運営の推進や、市民活動の場としてコミュニティ、健康づくり、学び等の場の提供を推進する

基本方針②

ニーズをカタチにして公園を使いこなす

公園づくりにおいて、利用者等の意見を取り入れ、ニーズに応えることで公園をより活用していく

（説明）

従来の公園運営の枠に捉われない公園のポテンシャルの活性化や、情報技術の活用、公園ごとの機能の集約・選択による活用を推進する

基本方針③

地域の防災力を高める

激甚化する災害に対応するため、公園の安全性を高めるとともに、災害時に必要となる場所として貢献する

（説明）

平常時における安全対策の強化と植物管理の推進、災害発生時における公園利用者の避難場所としての機能強化を推進する

3-3 公園の適切な配置

本市の都市公園の配置は、従来のように、公園種別ごとの誘致距離で考えるのではなく、各エリアでの共有活用や課題に対応できる公園の適切な配置により、にぎわいや魅力の創出、住民の利便性や快適性の向上等に貢献できます。

また、公園・緑地が有する多様な機能がより一層発揮されるよう、地域課題に対応することを目的として公園のレベルをふまえ取り組みます。

(1) 単位（エリア）と公園レベル

本市の市域面積が約 10,080ha と広いことから、目的ごとに単位（エリア）と公園レベルを定めます。

①市全域

市内外からの来園が見込まれ、特別な機能や施設を有する公園の利活用を目的に、市域を1つの単位とします。



レベル

拠点となる公園

中でも本市の顔となる公園を「4大拠点」

②12地区

地域の魅力向上や地域住民の快適性の向上を目的に、本庁及び行政センターが所管する10区分を基本とし、西地区については3つの中学校区で区切った単位とします。



レベル

サテライト公園

③小学校区（46学区）

周辺住民の日常利用や利便性・快適性の向上を目的に、コミュニティの単位の1つである小学校区を単位とします。



レベル

街区公園 等

(2) 公園レベルの位置づけ

1) 4大拠点

公園数：9公園

北部：追浜公園

東部：三笠公園+猿島公園+ヴェルニー公園

南部：久里浜1丁目公園+くりはま花の国+ペリー公園

西部：長井海の手公園+荒崎公園

本市の顔となる公園として適切に維持するとともに、必要に応じてリニューアルを検討します。

また、東西南北それぞれの拠点が、公園ごとに持つポテンシャルを最大限発揮させ、公園だけではなく周辺施設と一体となったにぎわいや魅力の創出を目指します。



長井海の手公園



久里浜1丁目公園（完成予想図）
（令和5年度完成）

2) 拠点となる公園

公園数：24公園（県立公園2公園含む）

対象公園：田浦梅の里、平和中央公園、しょうぶ園、大津公園、佐原2丁目公園、大矢部みどりの公園（令和9年度（2027年度）に整備完了予定） 等

12地区の区域ごとに1公園以上あり、指定管理者等民間事業者との連携を積極的に推進していきます。

また、公園ごとのポテンシャルを引き出し、地域を特徴づける公園を目指します。



平和中央公園



大津公園

3) サテライト公園

公園数：45 公園

(場所により2つの公園を一体として位置づける)

対象公園：鷹取山公園、市役所前公園、根岸公園、山手中央公園、湘南国際村西公園 等

12 地区の区域ごとに1公園以上あり、その地域における「拠点となる公園」の衛星的な役割を果たします。

また、公園施設の充実や、魅力あるイベントの開催等、地域コミュニティの中心地として、地域の魅力向上や、地域住民の快適性の向上、にぎわいの創出を目指します。



市役所前公園



根岸公園

4) 街区公園 等

公園数：482 公園

対象公園：「拠点となる公園」、「サテライト公園」以外の公園

コミュニティの単位の1つである小学校区を基準として、整備・管理を検討します。

また、周辺住民の日常生活に密着し、日々の子どもの遊びや健康促進の場から町内会等による年中行事等まで様々な利活用がされていることから、今後はさらなる周辺住民の利便性や快適性の向上を目指します。

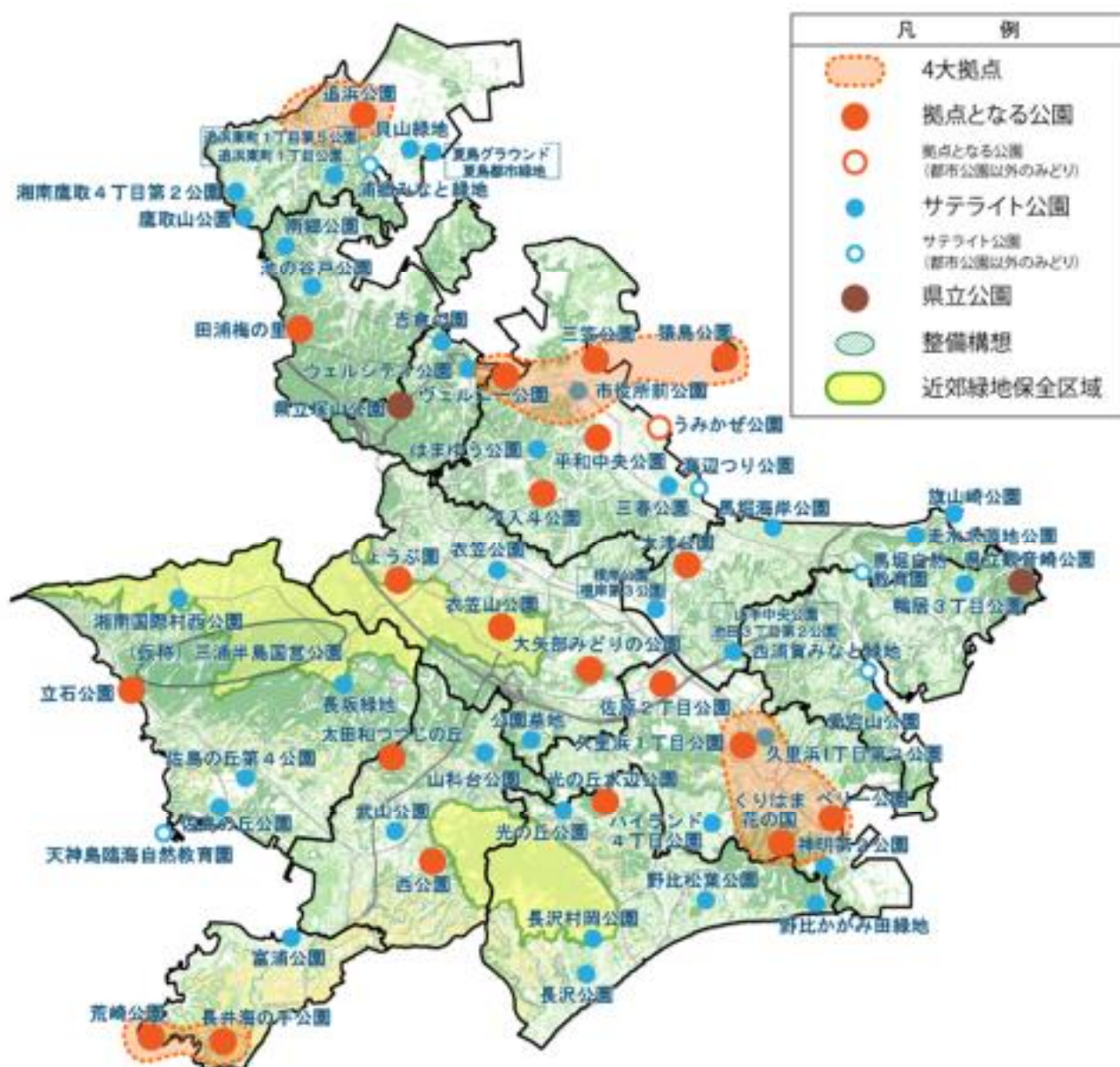


池田3丁目公園



大津おりょうさん公園

(3) 公園レベルごとの配置図



※都市公園以外のみどり

港湾緑地：うみかぜ公園、海辺つり公園、浦郷みなと緑地、西浦賀みなと緑地

教育園：天神島臨海自然教育園、馬堀自然教育園

第4章 都市公園の整備・管理の方針

4-1 基本施策の体系

公園の目指す姿を共有しながら、公園レベルごとに整備・管理の取組を示します。

	基本方針 1 公園をまちづくりの担い手 として活用する	基本方針 2 ニーズをカタチにして 公園を使いこなす	基本方針 3 地域の防災力を高める
4 大 拠 点	【整備】 ①多様なみどりと地域の魅力を 活かした公園づくり ②多様な制度を用いた公園のリ ニューアル ③スポーツを核とした公園づく り 【管理】 ①多様な制度のさらなる導入 ②スポーツによるまちづくりの 拠点形成	【管理】 ③他分野連携によるエンターテ インメントの演出	
拠 点 と な る 公 園	【整備】 ①豊かな自然を活かした公園づ くり ③健康づくりの場としての公園 づくり 【管理】 ①多様な制度のさらなる導入	【整備】 ④実効性のある公園施設の長寿 命化 【管理】 ②デジタルトランスフォーメー ション（DX）の活用 ③日常管理データを活用した安 全の確保	【整備】 ②循環型社会に対応した公園づ くり ⑤安全で安心な公園づくり ⑥災害に備えた施設整備 【管理】 ④定期点検による安全確保 ⑤災害発生を想定した機能維持
サ テ ラ イ ト 公 園	【整備】 ①豊かな自然を活かした公園づ くり ④多様な制度を用いた公園のリ ニューアル 【管理】 ①まちの価値を高める公園エリ アマネジメント ⑤多様な制度のさらなる導入	【整備】 ⑤地域ニーズをふまえた公園機 能の再整備 ⑥実効性のある公園施設の長寿 命化 【管理】 ②多様な主体との連携 ③地縁団体等の管理活動との連 携 ④循環型社会等への対応の拡充 ⑥日常管理データを活用した安 全の確保	【整備】 ②循環型社会に対応した公園づ くり ③安全で安心な公園づくり ⑦災害に備えた施設整備 【管理】 ⑦定期点検による安全確保 ⑧災害発生を想定した機能維持
街 区 公 園 等	【管理】 ①公園利用の促進に向けたスト ックの有効活用	【整備】 ①地域ニーズをふまえた公園機 能の再整備 ②開発行為に伴う公園整備 【管理】 ②効率的かつ経済的な管理と快 適性の向上 ⑤地縁団体等の管理活動との連 携 ⑥日常管理データを活用した安 全の確保	【整備】 ③安全で安心な公園づくり ④災害に備えた施設整備 【管理】 ③斜面緑地（都市林等）の適切 な管理 ④防災拠点としての機能強化及 び防災活動 ⑦定期点検による安全確保 ⑧災害発生を想定した機能維持

4-2 整備の基本的な考え方

(1) 4大拠点（対象公園はP14 参照）

4大拠点では、本市の顔となる公園を目指していることから、公園だけでなく、周辺施設と一体となった公園づくりを推進します。

基本施策① 多様なみどりと地域の魅力を活かした公園づくり

豊かな自然環境に恵まれた公園や、花の魅力がある公園等の、みどりの維持管理を図ります。また、公園ごとに地域の魅力を最大限活かした整備を推進します。

《取組事例》

- ・長井海の手公園区域拡張における、宿泊機能強化・交流拠点機能拡充に向け、Park-PFIを導入した整備を行います。（令和4（2024）年度完了）
- ・猿島公園の安全対策等の実施により、多くの人が近代化遺産を周遊できる環境の整備を推進します。



猿島公園

長井海の手公園における Park-PFI を導入した整備

長井海の手公園区域拡張に伴い、丘陵や荒磯といった「圧倒的な景観や眺望」、農業・漁業等の「地域の食の魅力とその担い手」、エコツアーや民泊等の「地元の活動」を地域の魅力として活用し、来園者と地域がつながる公園としてリニューアルを行い、さらにグランピング等の導入による宿泊機能の強化による滞在時間の延長・交流拠点機能拡充を目指し、官民連携（Park-PFI）により整備を行います。



基本施策② 多様な制度を用いた公園のリニューアル

施設の更新と合わせ、公園内をより有効に活用するため、官民連携手法の導入を検討します。

《取組事例》

- ・ 集客機能を有する公園での Park-PFI 等の導入を検討します。

※サテライト公園（P23）でも同様の取組を行います。



三笠公園

基本施策③ スポーツを核とした公園づくり

練習場やグラウンド整備と合わせ、新たなにぎわいづくりや地域拠点の形成を図ります。

《取組事例》

- ・ 追浜駅の再開発事業や交通結接点機能強化に合わせ、まちのにぎわいを創出するため、追浜公園（横須賀スタジアム）の施設充実を図ります。
- ・ 横浜 F・マリノスの練習拠点となる久里浜 1 丁目公園グラウンド等の整備を進め、近隣地域の方と連携したまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります。

（令和 5 年度（2023 年度）完了）



追浜公園（横須賀スタジアム）



久里浜 1 丁目公園（完成予想図）
（令和 5 年度完成）

（２）拠点となる公園（対象公園は P14 参照）

公園が有するポテンシャルを活用した、地域を特徴づける個性的な公園を目指した整備を推進します。

基本施策① 豊かな自然を活かした公園づくり

地域に愛される公園整備を進めるために、歴史遺産や自然環境を活かすなど、その地域の個性を活かし、伸ばす公園づくりを推進します。

《取組事例》

- ・遺構等が保全されている公共施設跡地の活用方法を検討します。



遺構等が保全されている公共施設跡地

基本施策② 循環型社会に対応した公園づくり

本市の「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」により、地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーの導入を推進します。

《取組事例》

- ・指定管理公園の管理事務所や駐車場において、太陽光パネル等の再生可能エネルギーの導入を推進します。



猿島公園
（管理棟に設置された太陽光パネル）

基本施策③ 健康づくりの場としての公園づくり

一般の利用者の健康増進だけでなく、競技者の競技力向上を図るため、運動施設の適切な更新を図ります。

《取組事例》

- ・三浦半島唯一の第3種公認陸上競技場（不入斗公園）の適切な改修を行います。
- ・テニスコート及びサッカーグラウンドの改修を行います。



不入斗公園（陸上競技場）



佐原2丁目公園
（サッカーグラウンド）

基本施策④ 実効性のある公園施設の長寿命化

公園施設の劣化状況及び、将来的な更新時期を把握することで、計画的な改修・更新を推進します。

《取組事例》

- ・公園施設の適切な改修・更新を行うため、公園施設長寿命化計画の改定を行います。
※サテライト公園（P23）でも同様の取組を行います。

基本施策⑤ 安全で安心な公園づくり

公園施設の改修に合わせ、誰もが不自由なく利用できる公園を目指します。

《取組事例》

- ・多言語に対応した案内表示板の設置を推進します。
- ・遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリアフリー化を図ります。



不入斗公園（多言語対応案内表示板）

基本施策⑥ 災害に備えた施設整備

「横須賀市地域防災計画」に基づき、避難場所として位置づけられている公園を中心に、防災機能の充実を図ります。

《取組事例》

- ・リニューアルや改修を行う際、市内外からの来園者が一時的に避難できるオープンスペースや、災害時における救護支援の場としての活用を検討します。
※サテライト公園（P23）・街区公園等（P26）でも同様の取組を行います。

（３）サテライト公園（対象公園は P15 参照）

地域コミュニティの中心地として地域の魅力向上や、地域住民の快適性の向上、にぎわいの創出を目指した公園づくりを推進します。

基本施策① 豊かな自然を活かした公園づくり

豊かな自然環境や景観を活かした公園づくりを推進します。

《取組事例》

- ・走水水源地公園において海が一望できる景観を活用し、地域の魅力を高める手法を検討します。
- ・長坂緑地の一部における里山的環境の再生・保全や活用手法を検討します。



走水水源地公園



長坂緑地（環境再生活動 稲刈り）

基本施策② 循環型社会に対応した公園づくり

間伐材の再利用や雨水貯留浸透施設整備を検討します。

《取組事例》

- ・樹林地管理で伐採した間伐材をウッドチップやバイオマスエネルギーとして再利用することを検討します。
- ・リニューアルや改修を行う際、雨水貯留浸透施設の整備を検討します。

基本施策③ 安全で安心な公園づくり

公園施設の改修に合わせ、誰もが不自由なく利用できる公園を目指します。

《取組事例》

- ・遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリアフリー化を図ります。

※街区公園等（P26）でも同様の取組を行います。



神明第2公園（トイレ、園路整備）

※4大拠点、拠点となる公園、街区公園等と同様の取組内容

基本施策④ 多様な制度を用いた公園のリニューアル

【(1) 4大拠点 基本施策② (P19) 参照】

基本施策⑤ 地域ニーズをふまえた公園機能の再整備

【(4) 街区公園等 基本施策① (P24) 参照】

基本施策⑥ 実効性のある公園施設の長寿命化

【(2) 拠点となる公園 基本施策④ (P21) 参照】

基本施策⑦ 災害に備えた施設整備

【(2) 拠点となる公園 基本施策⑥ (P21) 参照】

（４）街区公園等（対象公園は P15 参照）

街区公園等に分類される都市公園は、周辺住民の日常生活に密接な関係があることから、利便性や快適性の向上に向け、地域ニーズをふまえた公園づくりを推進します。

基本施策① 地域ニーズをふまえた公園機能の再整備

地域住民や地元町内会の意見を取り入れ、地域に合わせた公園整備を推進します。

《取組事例》

- ・ 廃止予定のプール跡地は、周辺地域の既設の公園施設と一体とした再整備を検討します。
- ・ 公園機能の再整備は、地域ニーズや特性等をふまえて検討します。
- ・ 遊具等の更新にあたっては、バリアフリー及び健康増進等の公園施設の機能充実を図ります。
- ・ 公園のルールを見直し、わかりやすいルール看板の設置を検討します。

※サテライト公園（P23）でも同様の取組を行います。



ルール看板の一例

再整備検討の基本的な考え方と手順

地域ニーズをふまえた街区公園等の公園機能の再整備を行う際の基本的な考え方を以下のように整理します。

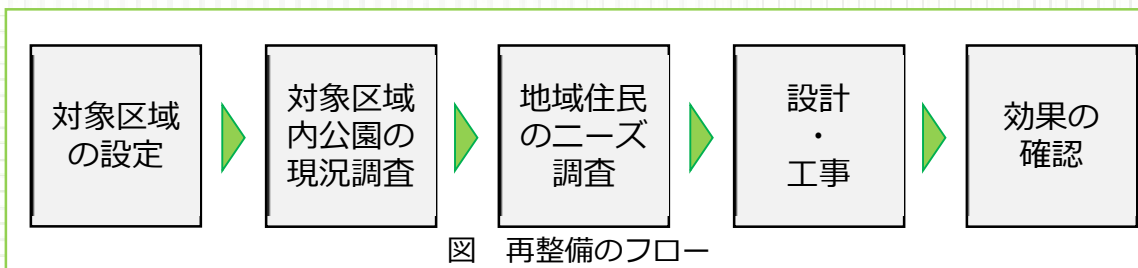
○再整備の考え方

- ・本市の都市公園は、公園の誘致距離による均等配分を重視し、適正に整備してきた結果、公園施設の重複がみられます。しかし、都市公園ごとに求められるニーズは異なることから、地域ニーズをふまえた公園機能の再整備を推進します。
- ・一定の地域（町内会等）において、老朽化により整備が必要となる公園が複数存在する場合や、個別の公園施設の改廃等に伴い区域を一体とする場合に、公園機能の再整備の検討を行います。
- ・対象区域内での公園利用状況や地域ニーズ、各公園の規模、配置から、機能の集約・選択を検討します。



○再整備の手順

- ・公園機能の再整備の実施については、対象区域を設定します。
- ・対象区域内の、公園の現況調査や地域住民のニーズ調査を行い、機能の集約・選択の方針を決定し、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ・整備完了後は、機能の集約・選択による効果を確認します。



基本施策② 開発行為に伴う公園整備

開発行為に伴う公園の整備について、地域の実情及び社会情勢の変化等を考慮して、開発事業者から帰属を受ける公園の設置基準の見直しを検討します。

《取組事例》

- ・ 地域における公園整備の進捗及び小規模な公園等の管理負担等をふまえ、開発行為に伴う公園の設置基準の緩和を検討します。

※拠点となる公園、サテライト公園と同様の取組内容

基本施策③ 安全で安心な公園づくり

【(3) サテライト公園 基本施策③ (P22) 参照】

基本施策④ 災害に備えた施設整備

【(2) 拠点となる公園 基本施策⑥ (P21) 参照】

4-3 管理の基本的な考え方

(1) 4大拠点 (対象公園は P14 参照)

民間活力を取り入れ、より効率的で効果的な管理を行うことで、公園の魅力の向上を推進します。

基本施策① 多様な制度のさらなる導入

公園ごとの特色に適した効率的かつ魅力を感じる公園マネジメントを行うため、民間活力の導入手法を検討します。

《取組事例》

- ・リニューアル計画では、PFI 事業（事業契約）や指定管理者制度（指定）、Park-PFI（許可）等、官民連携手法の積極的な導入を検討します。



参考：公募設置管理制度について（国土交通省 HP）

基本施策② スポーツによるまちづくりの拠点形成

スポーツを核としたまちづくりを推進し、スポーツによるまちの再興や地域の活性化を図ります。

《取組事例》

- ・プロスポーツチームの活動拠点や運動施設を活用したスポーツ振興及び地域振興の核となる公園マネジメントを推進します。
- ・市民の健康増進の場としての利用を促進します。



追浜公園（横須賀スタジアム）



久里浜 1 丁目公園
（完成予想図）
（令和 5 年度完成）

基本施策③ 他分野連携によるエンターテインメントの演出

都市公園を活用した様々な音楽・アート・ダンスの魅力が融合したイベントの開催により、多くの市民が楽しめる機会の提供や、市外からの集客力の向上を図ります。

《取組事例》

- ・ 集客機能を有する公園において、音楽等の芸術活動やアニメ・映画等のサブカルチャーとタイアップしたエンターテインメント空間としての活用を推進します。



猿島公園（音楽イベント）



三笠公園
（集客イベント）

（２）拠点となる公園（対象公園は P14 参照）

公園が有するポテンシャルを活用した地域を特徴づける個性的な公園の管理を推進します。

基本施策① 多様な制度のさらなる導入

多様化する利用者ニーズをふまえ、専門的なサービスの提供や設置管理許可制度等の積極的な活用を推進します。

《取組事例》

- ・多様な主体（民間や指定管理者等）と連携して、設置管理許可制度等を活用した機能の充実を図ります。

※サテライト公園（P32）でも同様の取組を行います。



市役所前公園
（設置管理許可のシェアサイクル）

基本施策② デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用

スマートフォンで公園の施設が把握でき、観光に役立つ情報やデジタルスタンプラリー等が楽しめるような、情報技術を活用した案内手法及び公園ネットワークの活性化を検討します。

《取組事例》

- ・公園施設や観光に役立つ情報が得られるチャットボット等の導入を検討します。
- ・QRコードによる公園案内の拡充を図ります。



平和中央公園（QRコード付案内板）

基本施策③ 日常管理データを活用した安全の確保

日常的な維持管理において得られる様々なデータを活用し、より効率的な公園の維持管理手法を検討します。

《取組事例》

- ・公園台帳や公園施設長寿命化計画等、公園施設に関するデータの一元化を図り、適切な公園施設の維持管理に取り組みます。
- ・日常管理データの活用により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します。

※サテライト公園（P32）・街区公園等（P34）でも同様の取組を行います。

基本施策④ 定期点検による安全確保

専門家による定期点検を実施し、安全な公園空間の創出を推進します。

《取組事例》

- ・日常点検に加え、専門家による定期点検により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します。

※サテライト公園（P32）・街区公園等（P34）でも同様の取組を行います。



公園パトロールによる日常点検

基本施策⑤ 災害発生を想定した機能維持

災害発生に備え、生活支援物資の供給拠点となる公園の日常管理を適正に行います。

《取組事例》

- ・主要幹線道路や港湾拠点と隣接する公園は、円滑に物資運搬ができるように、平常時から重点的に植物等の管理を行います。

※サテライト公園（P32）・街区公園等（P34）でも同様の取組を行います。

（３）サテライト公園（対象公園は P15 参照）

地域コミュニティの中心地として地域住民の快適性の向上とにぎわいの創出を目指した公園管理を推進します。

基本施策① まちの価値を高める公園エリアマネジメント

主要な公園では、みどりのネットワークを考慮した官民連携によるエリアマネジメント手法を検討します。

《取組事例》

- ・都市公園以外の港湾緑地等を含めたみどりのネットワークを維持・形成するため、指定管理のグループ編成の見直しを図ります。



平和中央公園上空から眺望する
猿島公園とうみかぜ公園

基本施策② 多様な主体との連携

多様化する公園への利用者ニーズをふまえ、公園の質や公園利用者の利便性の向上を図るため、多様な主体と連携できる仕組みを検討します。

《取組事例》

- ・協議会（都市公園法第 17 条の 2）の導入可能性及び地縁団体や利用者自主運営組織との連携のあり方等を検討します。

基本施策③ 地縁団体等の管理活動との連携

市民による日常管理への主体的な取組を促進します。

《取組事例》

- ・利用調整等の運営や清掃等の維持管理について、町内会やスポーツ等利用者団体による主体的な取組を促進し、連携します。
※街区公園等（P34）でも同様の取組を行います。

基本施策④ 循環型社会等への対応の拡充

循環型社会に対応した管理手法の拡大の検討及び生物多様性のある環境を活用した自然環境の保全活動等の推進に向けて、産学官連携や市民団体との協働について、多様な主体とともに検討します。

《取組事例》

- ・野比かがみ田緑地及び（仮称）長坂緑地における里山的環境の再生活動及び循環型社会に対応した管理手法について、モデル事業を検討します。
- ・公園ガイドツアー等の人材育成のための養成講座を実施します。
- ・公園ボランティアの活動及び専門家による指導等の利用プログラムを検討します。



市役所前公園（花のボランティア活動）



野比かがみ田緑地（自然観察会“夏”）

※拠点となる公園と同様の取組内容

基本施策⑤ 多様な制度のさらなる導入

【（２）拠点となる公園 基本施策①（P29） 参照】

基本施策⑥ 日常管理データを活用した安全の確保

【（２）拠点となる公園 基本施策③（P29） 参照】

基本施策⑦ 定期点検による安全確保

【（２）拠点となる公園 基本施策④（P30） 参照】

基本施策⑧ 災害発生を想定した機能維持

【（２）拠点となる公園 基本施策⑤（P30） 参照】

（４）街区公園等（対象公園は P15 参照）

周辺住民の利便性や快適性の向上に向け、地域ニーズをふまえた公園管理を推進します。

基本施策① 公園利用の促進に向けたストックの有効活用

廃止予定の公園プールの跡地をはじめとする公園ストックについて、地域のニーズや特性等をふまえた有効活用を検討します。

《取組事例》

- ・ 廃止予定のプール跡地は、通年利用可能な公園施設への転用を基本に既設公園と一体とした活用を検討します。
- ・ 公園の効用を高めることが期待できる公共施設の移転集約の候補地としても検討します。
- ・ 社会情勢の変化や地域ニーズをふまえて、モビリティ店舗等の活用の可能性を検討します。

基本施策② 効率的かつ経済的な管理と快適性の向上

点在する街区公園等の効率的かつ経済的な維持管理を検討します。

《取組事例》

- ・ 一定範囲の複数公園における清掃業務委託や植物管理業務委託等の個別の業務委託を一つにまとめた、包括的民間委託の導入の可能性を検討します。

基本施策③ 斜面緑地（都市林等）の適切な管理

斜面緑地となっている都市林等については、適切な防災対策を行います。

《取組事例》

- ・ 既存防災施設の点検を推進します。
- ・ 倒木や越境樹木等の管理伐採を行い、安全確保を優先した植物管理に努めます。

基本施策④ 防災拠点としての機能強化及び防災活動

オープンスペースにおいて、多様な主体と連携し、防災収納庫や消防水利等の占用使用によるハード面の機能強化及びオープンスペースの避難所としての非常時利用や防災訓練等のソフト面の活動促進を図ります。



防災訓練の様子

《取組事例》

- ・非常用給水装置及び消防水利の設置や維持保全及び周知等について、消防局や水道事業者と連携し取り組みます。
- ・町内会の防災訓練等の地域防災については、場所の確保や利用調整等のサポートを図ります。

※拠点となる公園、サテライト公園と同様の取組内容

基本施策⑤ 地縁団体等の管理活動との連携

【(3) サテライト公園 基本施策③ (P31) 参照】

基本施策⑥ 日常管理データを活用した安全の確保

【(2) 拠点となる公園 基本施策③ (P29) 参照】

基本施策⑦ 定期点検による安全確保

【(3) 拠点となる公園 基本施策④ (P30) 参照】

基本施策⑧ 災害発生を想定した機能維持

【(2) 拠点となる公園 基本施策⑤ (P30) 参照】

第5章 今後について

今後、本方針に基づいて取組を推進していきますが、公園を取り巻く社会情勢や地域ニーズに適切に対応していくため、「YOKOSUKA ビジョン 2030」に基づく「実施計画」の改定等により、取組を見直す必要がある場合は、本方針を適宜改定します。

取組を実施するに当たり、事業の手法や効果を定期的に評価し改善していくため、PLAN（計画）、DO（実践）、CHECK（点検・評価）、ACTION（見直し）を繰り返す PDCA サイクルによって事業に取り組めます。

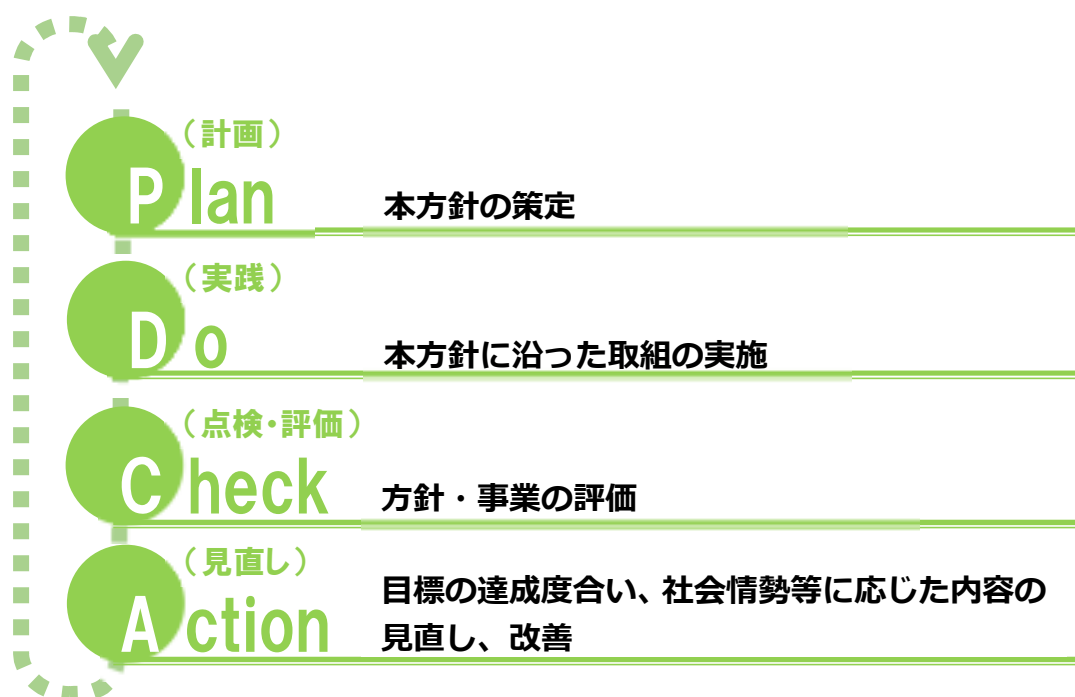


図 PDCA サイクル

資料編

1 関係法令の改正内容

【都市緑地法の改正内容】

1	緑の基本計画の記載事項の追加 都市農地の計画的な保全及び都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進 ：都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み
2	緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 ：緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）の指定権者を知事から市区町村に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加
3	市民緑地認定制度の創設 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ：まちづくり会社等の民間主体が、市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置・管理
4	緑化地域制度の改正 商業地域等の建ぺい率の高い地域における都市緑化の推進 ：緑化率の最低限度の基準の見直し（屋上緑化等の普及をふまえ、建ぺい率にかかわらず 25%まで設定可能に）
5	緑地の定義への農地の明記 農地を緑地政策体系に位置付け ：緑地の定義に「農地」が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化

（都市緑地法改正のポイント／国土交通省 HP より）

【都市公園法の改正内容】

1	公募設置管理制度（Park-PFI）の創設 ・ 広場等の公園整備を併せて行う収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を公募選定する手続きの創設 ・ 当該手続きに基づく場合、設置管理許可期間の延伸（10 年→20 年）、建蔽率の緩和（2%→12%）、占用物件（利便増進施設）の設置可能
2	PFI 事業の設置管理許可期間の延伸 ・ 公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長 10 年）を、PFI 事業契約の契約期間の範囲内（最長 30 年）で公園管理者が設定可能
3	保育所等の占用物件への追加 ・ 保育所、学童クラブ等の社会福祉施設であって政令で定めるもの（通所型）について、政令で定める技術基準等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可
4	公園の活性化に関する協議会の設置 ・ 公園管理者は都市公園ごとの利用ルール等、利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することが可能
5	都市公園の維持修繕基準の法令化 ・ 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように実施

（都市公園法改正のポイント／国土交通省 HP より）

2 都市公園利用者ニーズの把握調査

(1) 調査概要

調査概要は、以下のとおりです。

調査目的	都市公園の利用者ニーズを把握するため
調査対象	近隣住民が主な利用者として想定される公園 (街区公園：378 か所、近隣公園：22 か所の利用者)
調査方法	聞き取り調査
実施期間	令和2年10月～11月
対象年齢	全年齢
調査人数	89人

(2) 調査資料

調査の際に使用した資料を以下に記します。

横須賀市 公園 現地調査 実施中	
小学校の通学範囲をイメージした地域で、 地域の公園は、どんな公園になってほしいか (いくつでもOK)	
☐ 清潔な公園	☐ 自然の多い公園
☐ にぎわっている公園	☐ 居心地の良い公園
☐ 身体を動かせる公園	☐ 色々な世代が交わる公園
☐ 安心して子どもが遊べる公園	☐ 大人が楽しめる公園
☐ 特になし	
その他 _____	



3 都市公園の配置状況

(1) 都市公園の種別ごとの配置

本編で示した都市公園の配置状況（第2章-3）について、公園種別ごとの配置状況を以下の図により示しました。

1) 街区公園

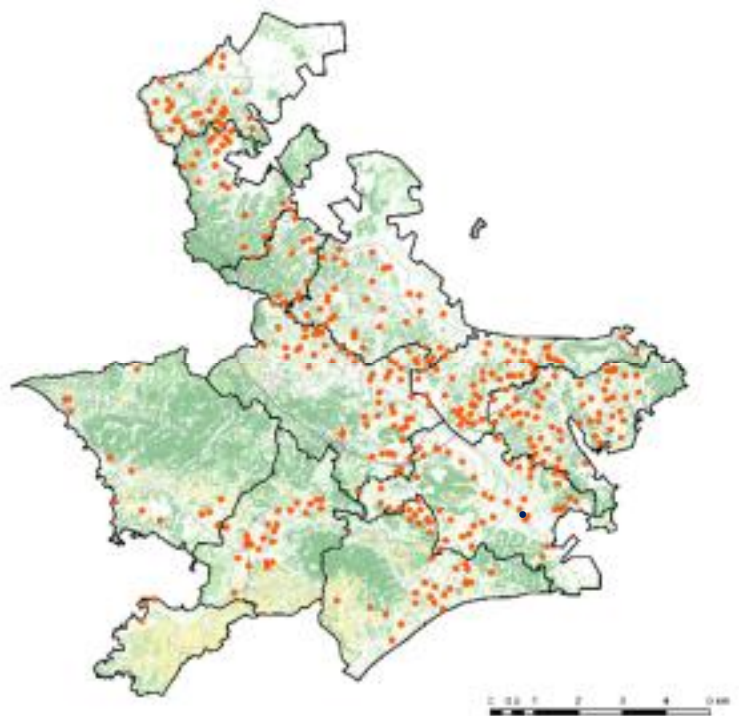
- ・もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園（0.25ha 標準）
- ・379 か所



三春公園



大津 1 丁目公園

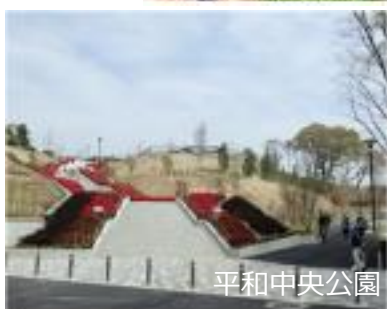


2) 近隣公園

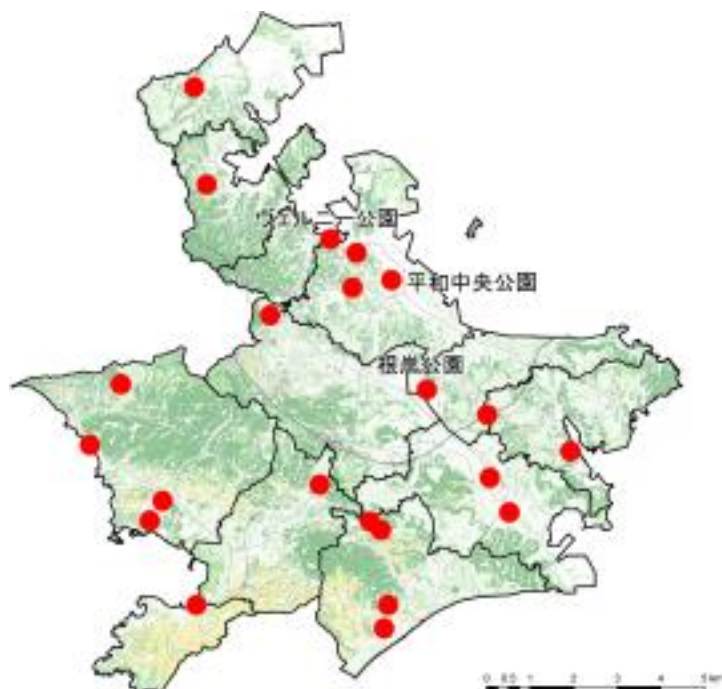
- ・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園（2ha 標準）
- ・22 か所



ヴェルニー公園



平和中央公園



3) 地区公園

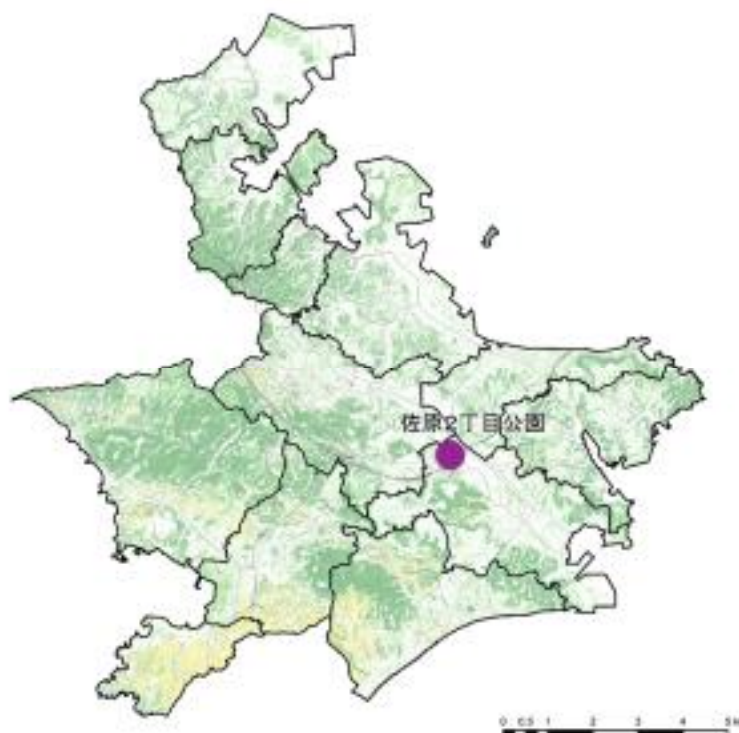
- ・主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園（4ha 標準）
- ・1 箇所（佐原 2 丁目公園）



佐原 2 丁目公園



佐原 2 丁目公園



4) 総合公園

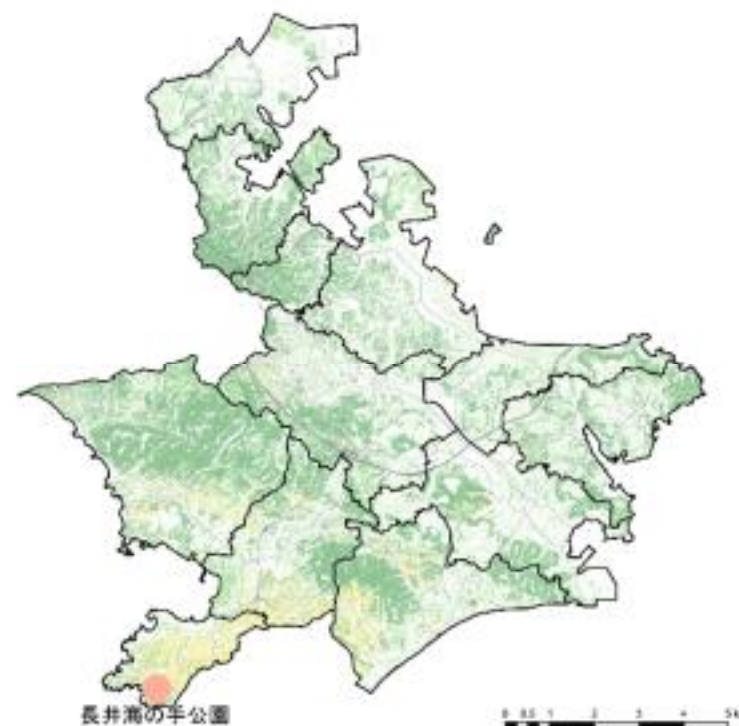
- ・都市住民全体の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園（10～50ha 標準）
- ・1 箇所（長井海の手公園）



長井海の手公園



長井海の手公園



5) 運動公園

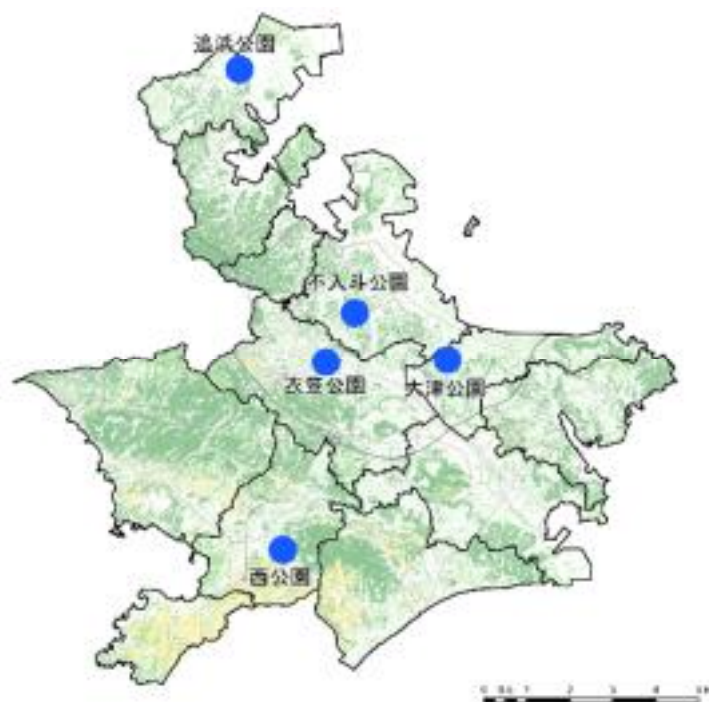
- ・主として運動の用に供することを目的とする公園
(15～75ha 標準)
- ・5か所(追浜公園、不入斗公園、衣笠公園、大津公園、西公園)



大津公園



不入斗公園



6) 風致公園

- ・主として水とみどりで形成される良好な自然的景観を享受することを目的とする公園
- ・5か所(鷹取山公園、走水水源地公園、旗山崎公園、衣笠山公園、荒崎公園)



荒崎公園

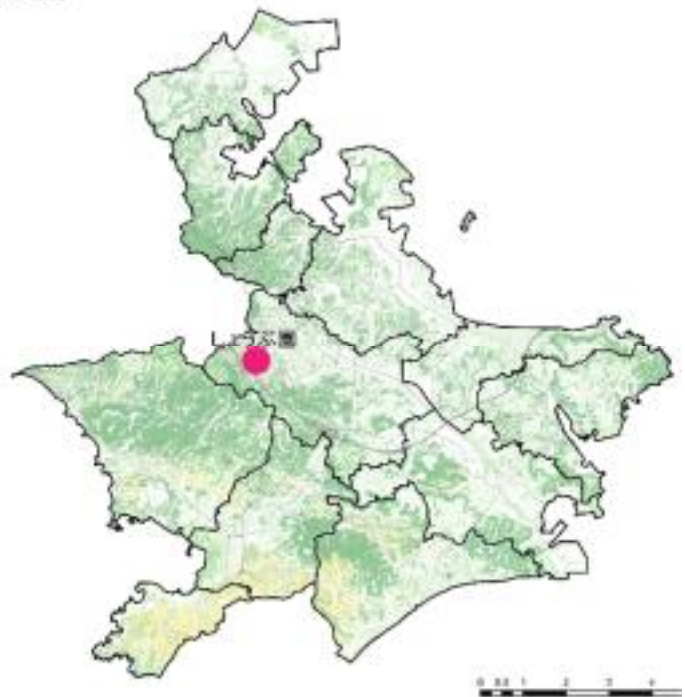


鷹取山公園



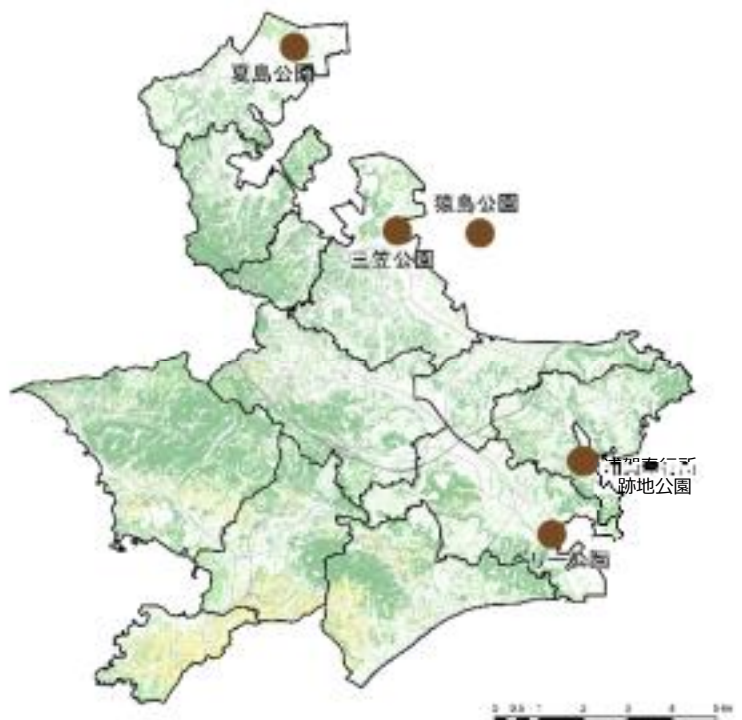
7) 動植物公園

- ・主として動植物に親しむことを目的とする公園
- ・1か所（しょうぶ園）



8) 歴史公園

- ・主として史跡や名勝に親しむことを目的とする公園
- ・5か所（夏島公園、三笠公園、猿島公園、ペリー公園、浦賀奉行所跡地公園）



9) 都市林

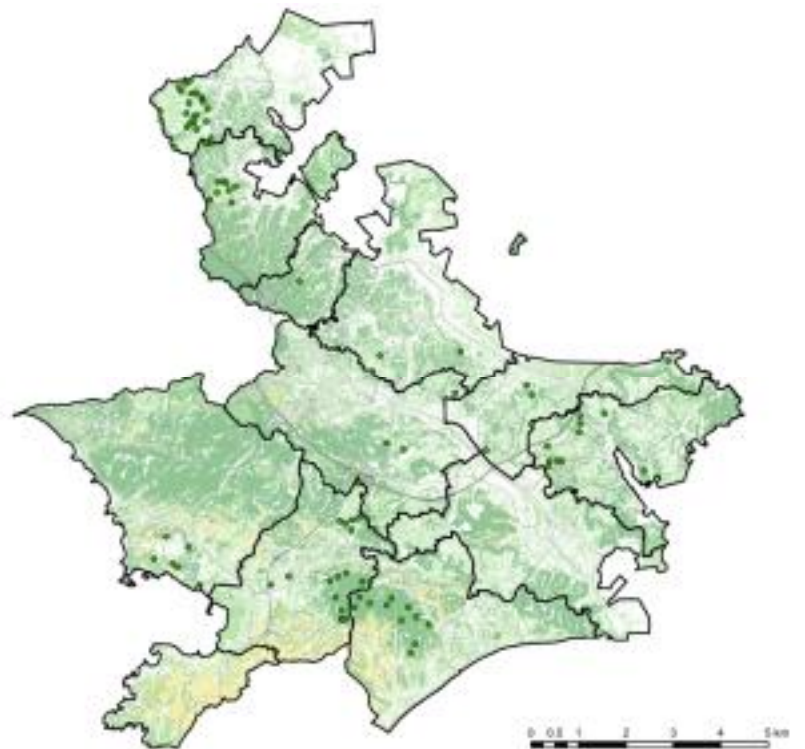
- ・主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする緑地
- ・89 か所



船越 2 丁目都市林



吉井 2 丁目都市林



10) 都市緑地

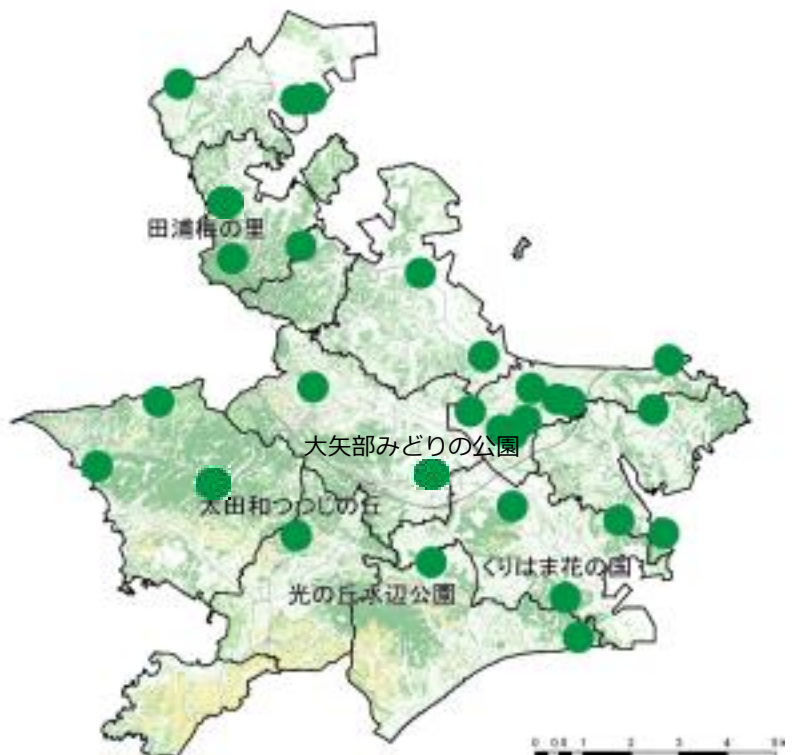
- ・主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図ることを目的とする緑地 (0.1ha 標準)
- ・29 か所



くりはま花の国



光の丘水辺緑地



11) 緑道

- ・災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地
- ・3か所（平成緑道緑地、森崎3丁目緑道緑地、佐島の丘緑道緑地）



平成緑道緑地



森崎3丁目緑道緑地



12) 県立公園

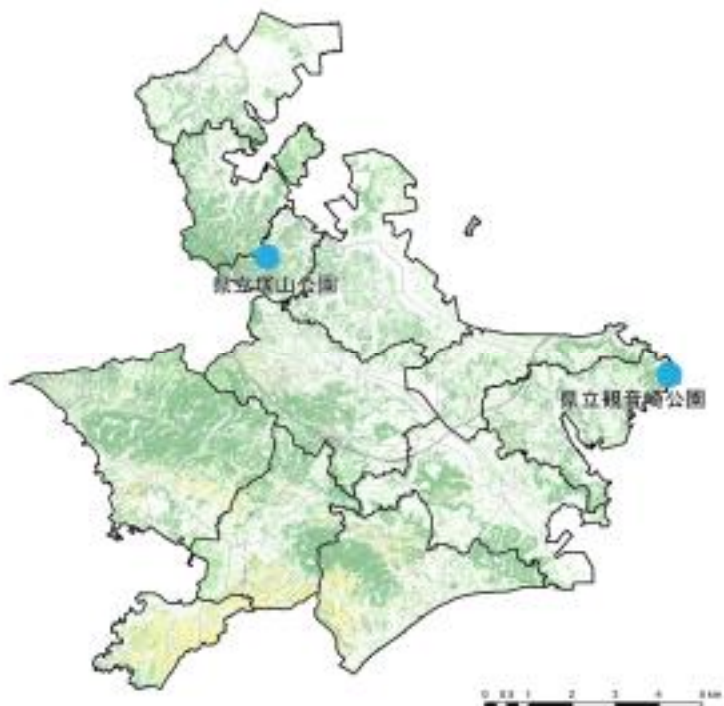
- ・神奈川県が管理する公園
- ・2か所（県立塚山公園（地区公園）、県立観音崎公園（広域公園））



県立塚山公園
(神奈川県 HP より)



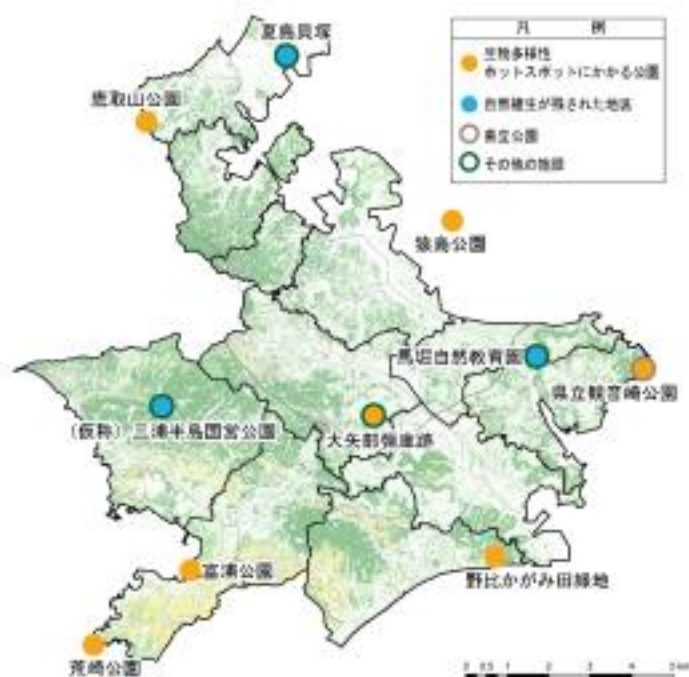
県立観音崎公園



（２）他の視点による公園配置

1) 神奈川県生物多様性ホットスポット・よこすか固有の自然植生が残る公園

- ・生物多様性の保全において重要な場所である神奈川県生物多様性ホットスポットに選定されている公園や、よこすか固有の自然植生が残る公園があります。



出典 横須賀市みどりの基本計画

2) 調整池機能を兼ねた公園

- ・開発行為では、下水道に関する技術的基準に伴い開発区域内に調整池を配置することがあります。調整池は、降雨時において、流末排水施設への雨水排水の流出を抑制しますが、平常時においては、広場として活用できるため、かつては公園として帰属を受けていました。現在は、帰属する公園に調整池を設けることは技術基準で制限しています。



出典 横須賀市みどりの基本計画

4 その他の状況

（１）一人当たりの公園面積（H30 都市公園法運用指針より抜粋）

良好な都市環境を形成するために、長期的な観点に立って都市公園を計画的に整備し、適切に管理していくに当たっては、都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを定量的に明らかにする必要があります。

このため、施行令第1条の2においては、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10 m²以上」、「5 m²以上」を参酌すべき基準として定めています。

この住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 10 m²という値については、あくまでも現実性をふまえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10 m²を達成しても豊かさや潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから 10 m²以上としているものです。

（２）都市公園の配置基準について（H30 都市公園法運用指針より抜粋）

都市公園の配置は、本来、地域に存する緑地の状況等をふまえ、これらを補完し、有機的なネットワークが形成されるよう行われるべきであり、都市に既に蓄積されたストックの活用が求められる今日的な政策運営の規範としてはこうした視点がより重視されるべきであることから、一律の市街地と人口密度を想定し、公園種別ごとの誘致距離を数値をもって示すことがなじまなくなってきました。

（３）（仮称）三浦半島国営公園の誘致

三浦半島の骨格となる丘陵のみどりを守り、再生し、活かしながら重要な財産として次世代に残していくための手法として国に設置を要望している「三浦半島国営公園」の誘致実現に向け、神奈川県を事務局とする「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」の活動に参加し、イベントの開催や要望活動を行っています。



出典 三浦半島国営公園要望書

5 整備・管理の取組

(1) みどりの基本計画と基本施策の関係性

横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～（令和8年3月改定）
における推進施策の推進施策と本方針の基本施策の関係性を示します。

【整備】

公園 レベル	整備の基本施策	みどりの基本計画の推進施策				
		«1-4»	«2-1»	«2-2»	«2-3»	«2-4»
4大 拠点	多様なみどりと地域の魅力を活かした公園づくり			○	○	○
	多様な制度を用いた公園のリニューアル				○	○
	スポーツを核とした公園づくり				○	
拠点 となる 公園	豊かな自然を活かした公園づくり	○		○	○	○
	循環型社会に対応した公園づくり	○				
	健康づくりの場としての公園づくり		○	○	○	
	実効性のある公園施設の長寿命化			○		
	安全で安心な公園づくり			○		
	災害に備えた施設整備			○		
サテ ライト 公園	豊かな自然を活かした公園づくり	○				○
	循環型社会に対応した公園づくり	○				
	安全で安心な公園づくり			○		
	多様な制度を用いた公園のリニューアル				○	○
	地域ニーズをふまえた公園機能の再整備		○			
	実効性のある公園施設の長寿命化			○		
	災害に備えた施設整備			○		
街 区 公 園 等	地域ニーズをふまえた公園機能の再整備		○			
	開発行為に伴う公園整備		○			
	安全で安心な公園づくり			○		
	災害に備えた施設整備			○		

項目	みどりの基本計画における都市公園に関する推進施策の主な記載内容
推進施策 (第4章-2)	«1-4»: 公共施設におけるグリーンインフラの導入 «2-1»: 地域ニーズをふまえた公園機能の再編 «2-2»: 安全・安心と防災力のある公園づくり «2-3»: 集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理 «2-4»: 効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進

【管理】

公園 レベル	管理の基本施策	みどりの基本計画の推進施策				
		«1-4»	«2-1»	«2-2»	«2-3»	«2-4»
4 大 拠 点	多様な制度のさらなる導入				○	○
	スポーツによるまちづくりの拠点形成				○	
	他分野連携によるエンターテインメントの演出				○	○
拠 点 と な る 公 園	多様な制度のさらなる導入		○		○	○
	デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用				○	○
	日常管理データを活用した安全の確保			○		
	定期点検による安全確保			○		
	災害発生を想定した機能維持			○		
サ テ ラ イト 公 園	まちの価値を高める公園エリアマネジメント				○	○
	多様な主体との連携		○			
	地縁団体等の管理活動との連携		○			
	循環型社会等への対応の拡充	○				
	多様な制度のさらなる導入				○	○
	日常管理データを活用した安全の確保			○		
	定期点検による安全確保			○		
	災害発生を想定した機能維持			○		
街 区 公 園 等	公園利用の促進に向けたストックの有効活用		○		○	○
	効率的かつ経済的な管理と快適性の向上					○
	斜面緑地（都市林等）の適切な管理			○		
	防災拠点としての機能強化及び防災活動		○	○		
	地縁団体等の管理活動との連携		○			
	日常管理データを活用した安全の確保			○		
	定期点検による安全確保			○		
	災害発生を想定した機能維持			○		

(2) 取組事例一覧

取組事例ごとに、国際社会全体の開発目標である SDG s のゴールと関連づけ、可視化した将来的なゴールを意識した取組を推進します。

【整備】

	基本施策	取組事例	SDG s マッピング
4 大 拠 点	①多様なみどりと地域の魅力を活かした公園づくり	長井海の手公園区域拡張における、宿泊機能強化・交流拠点機能拡充に向け、Park-PFI を導入した整備を行います	
		猿島公園の安全対策等の実施により、多くの人が近代化遺産を周遊できる環境の整備を推進します	
	②多様な制度を用いた公園のリニューアル	集客機能を有する公園での Park-PFI 等の導入を検討します	
	③スポーツを核とした公園づくり	追浜駅の再開発事業や交通結节点機能強化に合わせ、まちのにぎわいを創出するため、追浜公園（横須賀スタジアム）の施設充実を図ります	
		横浜 F・マリノスの練習拠点となる久里浜 1 丁目公園グラウンド等の整備を進め、近隣地域の方と連携したまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります	
拠 点 と な る 公 園	①豊かな自然を活かした公園づくり	遺構等が保全されている公共施設跡地の活用方法を検討します	
	②循環型社会に対応した公園づくり	指定管理公園の管理事務所や駐車場において、太陽光パネル等の再生可能エネルギーの導入を推進します	
	③健康づくりの場としての公園づくり	三浦半島唯一の第 3 種公認陸上競技場（不入斗公園）の適切な改修を行います	
		テニスコート及びサッカーグラウンドの改修を行います	
	④実効性のある公園施設の長寿命化	公園施設の適切な改修・更新を行うため、公園施設長寿命化計画の改定を行います	
	⑤安全で安心な公園づくり	多言語に対応した案内表示板の設置を推進します	
		遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリアフリー化を図ります	
	⑥災害に備えた施設整備	リニューアルや改修を行う際、市内外からの来園者が一時的に避難できるオープンスペースや、災害時における救護支援の場としての活用を検討します	

	基本施策	取組事例	SDGs マッピング
サ テ ラ イ ト 公 園	①豊かな自然を活かした公園づくり	走水水源地公園において海が一望できる景観を活用し、地域の魅力を高める手法を検討します	  
		(仮称)長坂緑地の一部における里山的環境の再生・保全や活用手法を検討します	  
	②循環型社会に対応した公園づくり	樹林地管理で伐採した間伐材をウッドチップやバイオマスエネルギーとして再利用することを検討します	  
		リニューアルや改修を行う際、雨水貯留浸透施設の整備を検討します	  
	③安全で安心な公園づくり	遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリアフリー化を図ります	  
	④多様な制度を用いた公園のリニューアル	集客機能を有する公園での Park-PFI 等の積極的な導入を検討します	  
	⑤地域ニーズをふまえた公園機能の再整備	廃止予定のプール跡地は、周辺地域の既設の公園施設と一体とした再整備を検討します	  
		公園機能の再整備は、地域ニーズや特性等をふまえて検討します	  
遊具等の更新にあたっては、バリアフリー及び健康増進等の公園施設の機能充実を図ります		  	
公園のルールを見直し、わかりやすいルール看板の設置を検討します		  	
⑥実効性のある公園施設の長寿命化	公園施設の適切な改修・更新を行うため、公園施設長寿命化計画の改定を行います	  	
⑦災害に備えた施設整備	リニューアルや改修を行う際、市内外からの来園者が一時的に避難できるオープンスペースや、災害時における救護支援の場としての活用を検討します	  	
街 区 公 園 等	①地域ニーズをふまえた公園機能の再整備	廃止予定のプール跡地は、周辺地域の既設の公園施設と一体とした再整備を検討します	  
		公園機能の再整備は、地域ニーズや特性等をふまえて検討します	  
		遊具等の更新にあたっては、バリアフリー及び健康増進等の公園施設の機能充実を図ります	  
		公園のルールを見直し、わかりやすいルール看板の設置を検討します	  
	②開発行為に伴う公園整備	地域における公園整備の進捗及び小規模な公園等の管理負担等をふまえ、開発行為に伴う公園の設置基準の緩和を検討します	  
	③安全で安心な公園づくり	遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリアフリー化を図ります	  
④災害に備えた施設整備	リニューアルや改修を行う際、市内外からの来園者が一時的に避難できるオープンスペースや、災害時における救護支援の場としての活用を検討します	  	

【管理】

SDGs
マッピング

	基本施策	取組事例	
4 大 拠 点	①多様な制度のさらなる導入	リニューアル計画では、PFI 事業（事業契約）や指定管理者制度（指定）、Park-PFI（許可）等、官民連携手法の積極的な導入を検討します	 
	②スポーツによるまちづくりの拠点形成	プロスポーツチームの活動拠点や運動施設を活用したスポーツ振興及び地域振興の核となる公園マネジメントを推進します	 
		市民の健康増進の場としての利用を促進します	 
	③他分野連携によるエンターテインメントの演出	集客機能を有する公園において、音楽等の芸術活動やアニメ・映画等のサブカルチャーとタイアップしたエンターテインメント空間としての活用を推進します	 
拠 点 と な る 公 園	①多様な制度のさらなる導入	多様な主体（民間や指定管理者等）と連携して、設置管理許可制度等を活用した機能の充実を図ります	 
	②デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用	公園施設や観光に役立つ情報が得られるチャットボット等の導入を検討します	  
		QR コードによる公園案内の拡充を図ります	  
	③日常管理データを活用した安全の確保	公園台帳や公園施設長寿命化計画等、公園施設に関するデータの一元化を図り、適切な公園施設の維持管理に取り組みます	 
		日常管理データの活用により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します	 
	④定期点検による安全確保	日常点検に加え、専門家による定期点検により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します	 
サ テ ラ イト 公 園	⑤災害発生を想定した機能維持	主要幹線道路や港湾拠点と隣接する公園は、円滑に物資運搬ができるように、平常時から重点的に植物等の管理を行います	 
	①まちの価値を高める公園エリアマネジメント	都市公園以外の港湾緑地等を含めたみどりのネットワークを維持・形成するため、指定管理のグループ編成の見直しを図ります	  
	②多様な主体との連携	協議会（都市公園法第 17 条の 2）の導入可能性及び地縁団体や利用者自主運営組織との連携のあり方等を検討します	
	③地縁団体等の管理活動との連携	利用調整等の運営や清掃等の維持管理について、町内会やスポーツ等利用者団体による主体的な取組を促進し、連携します	
	④循環型社会等への対応の拡充	野比かがみ田緑地及び（仮称）長坂緑地における里山的環境の再生活動及び循環型社会に対応した管理手法について、モデル事業を検討します	  
公園ガイドツアー等の人材育成のための養成講座を実施します		   	
公園ボランティアの活動及び専門家による指導等の利用プログラムを検討します		  	

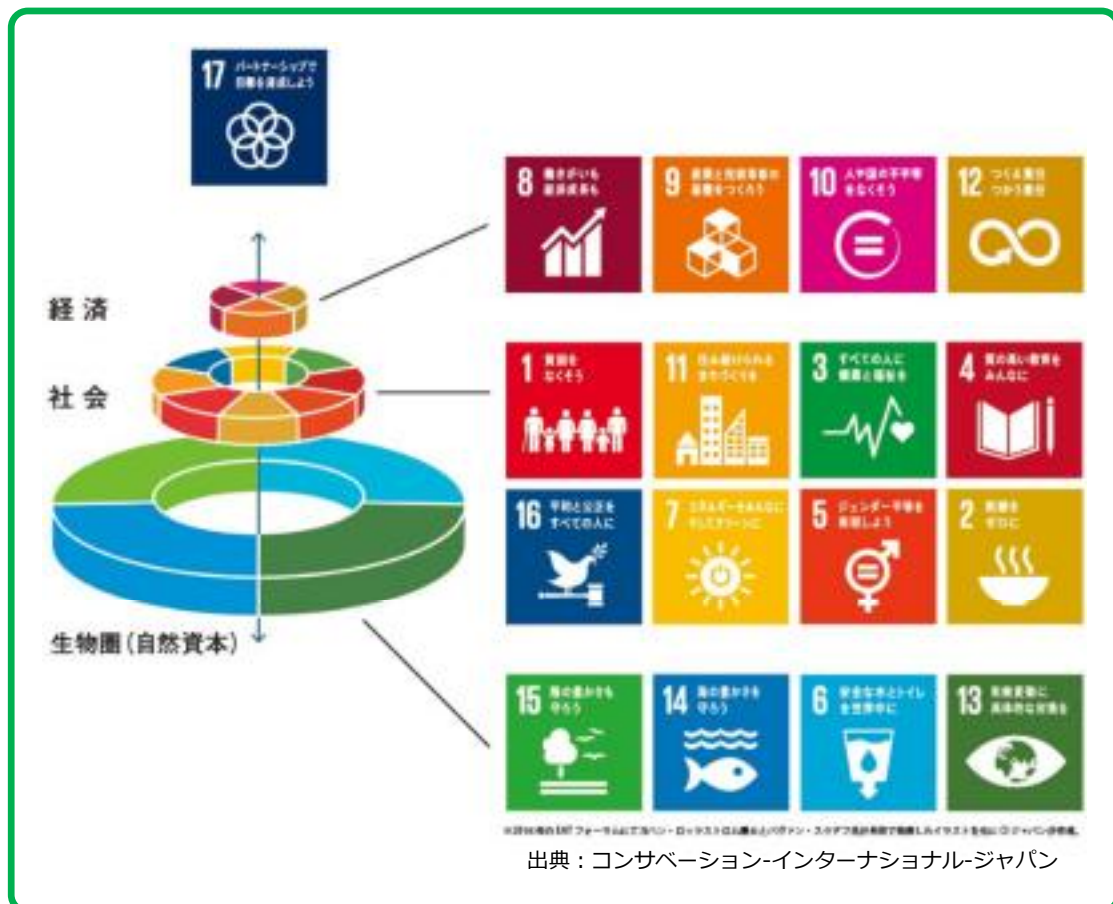
	基本施策	取組事例
サ テ ラ イ ト 公 園	⑤多様な制度のさらなる導入	多様な主体（民間や指定管理者等）と連携して、設置管理許可制度等を活用した機能の充実を図ります
	⑥日常管理データを活用した安全の確保	公園台帳や公園施設長寿命化計画等、公園施設に関するデータの一元化を図り、適切な公園施設の維持管理に取り組みます
		日常管理データの活用により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します
	⑦定期点検による安全確保	日常点検に加え、専門家による定期点検により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します
	⑧災害発生を想定した機能維持	主要幹線道路や港湾拠点と隣接する公園は、円滑に物資運搬ができるように、平常時から重点的に植物等の管理を行います
街 区 公 園 等	①公園利用の促進に向けたストックの有効活用	廃止予定のプール跡地は、通年利用可能な公園施設への転用を基本に既設公園と一体とした活用を検討します
		公園の効用を高めることが期待できる公共施設の移転集約の候補地としても検討します
		社会情勢の変化や地域ニーズをふまえて、モビリティ店舗等の活用の可能性を検討します
	②効率的かつ経済的な管理と快適性の向上	一定範囲の複数公園における清掃業務委託や植物管理業務委託等の個別の業務委託を一つにまとめた、包括的民間委託の導入の可能性を検討します
	③斜面緑地（都市林等）の適切な管理	既存防災施設の点検を推進します
		倒木や越境樹木等の管理伐採を行い、安全確保を優先した植物管理に努めます
	④防災拠点としての機能強化及び防災活動	非常用給水装置及び消防水利の設置や維持保全及び周知等について、消防局や水道事業者と連携し取り組みます
		町内会の防災訓練等の地域防災については、場所の確保や利用調整等のサポートを図ります
	⑤地縁団体等の管理活動との連携	利用調整等の運営や清掃等の維持管理について、町内会やスポーツ等利用者団体による主体的な取組を促進し、連携します
	⑥日常管理データを活用した安全の確保	公園台帳や公園施設長寿命化計画等、公園施設に関するデータの一元化を図り、適切な公園施設の維持管理に取り組みます
		日常管理データの活用により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します
	⑦定期点検による安全確保	日常点検に加え、専門家による定期点検により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します
	⑧災害発生を想定した機能維持	主要幹線道路や港湾拠点と隣接する公園は、円滑に物資運搬ができるように、平常時から重点的に植物等の管理を行います



(3) SDGs (持続可能な開発目標)

平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された令和 12 年 (2030 年) を期限とする国際社会全体の開発目標です。

全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17 のゴール (目標)・169 のターゲット (取組) から構成されています。



SDGs 目標

1 : 貧困	7 : エネルギー	13 : 気候変動
2 : 飢餓	8 : 経済成長と雇用	14 : 海洋資源
3 : 保健	9 : インフラ、産業化、イノベーション	15 : 陸上資源
4 : 教育	10 : 不平等	16 : 平和
5 : ジェンダー	11 : 持続可能な都市	17 : 実施手段
6 : 水・衛生	12 : 持続可能な消費と生産	

6 用語集

あ行

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するもの。

SDGs（持続可能な開発目標）

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

か行

開発行為

都市計画法に基づき許可を要する主として建築物の建築又は特定工作物の建設のように供する目的で行う行為。

神奈川県生物多様性ホットスポット

NPO 法人「神奈川県自然保護協会」が、神奈川県内で希少種や保全すべき生物が集中して生息・生育している地域及び生物多様性の確保において特に重要と考えられる地域を選出したもの。

官民連携（PPP: Public Private Partnership）

行政（Public）が行う公共サービスを民間（Private）と連携（Partnership）し、民間の持つ多様なノウハウ・技術を活用することで、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方。

旧軍港市転換法

旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市および舞鶴市）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与する

ことを目的として制定された法律。この法律に基づき、旧軍の財産を転用や活用する場合は、その財産に関して無償譲渡や無償貸与等、国から特別の措置を受けることができる。

急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5 メートル以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして、都道府県が指定した区域。

教育園

自然観察と自然環境の保護、調査研究等教育的利用を目的とした場所。

協議会（法第 17 条の 2 関係）

平成 29 年の都市公園法改正により、都市公園の利用者の利便の向上を図るため、公園管理者が同法 17 条の 2 に基づいて組織することができる公園管理者と地域の関係者等が必要な協議を行うための協議会。

近郊緑地特別保全地区

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊緑地保全区域の中で、樹林地等に類する土地が特に良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地の区域で、それを保全するため、都市計画法の地域地区として都市計画決定される。地区内では建築行為等一定の制限などにより現状凍結的に保全する地区をいう。指定後の行為制限、買い取り条件等については、都市緑地法の「特別緑地保全地区」と同じ。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考えや取組。

公園施設長寿命化計画

公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容等を、最も低廉なコストで実施できるよう整理したもの。

港湾緑地

臨港地区や港湾区域等、港湾施設としての公園・緑地。

さ行

里山的環境

現在もしくは過去に、「田畑、水路、ため池、雑木林」等の一部が存在し、それらの要素が人々の生活にとって、身近な自然環境となっている地域をいう。

産学官連携

民間企業や NPO 等広い意味でのビジネス（ないしプライベート）セクターである「産」、大学、大学共同利用機関、高等専門学校等のアカデミックセクターである「学」、国・地方公共団体を含む公的資金で運営される政府系試験研究機関の「官（公）」という、基本的な使命・役割を異にするセクター間の連携。

指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法改正により創設された公の施設の管理に係る制度で、地方公共団体が指定する者（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度。

市民緑地認定制度

民有地を地域住民の利用に供する緑地として、設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物等がおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

設置管理許可制度

都市公園法第 5 条において、売店・飲食店等一般的に営利行為を伴うもの、又は専門的な経営・運営ノウハウを必要とするものや都市公園の機能の増進に資する場合、公園管理者

以外の者に対し公園施設の設置又は管理を許可することができる制度。

ゼロカーボンシティ宣言

脱炭素社会への移行に向けた取組を進めていく姿勢を表明するため、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指した横須賀市による宣言。

た行

地縁団体

市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会、町内会。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中濃度が増加して、大気の温度が上昇すること、なお、これに伴う諸現象まで含めて使用すること。

調整池

開発行為等に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設

都市公園

都市公園法に基づき設置された公園又は緑地。目的によってさまざまな種別の公園・緑地がある。種別についての詳細は、2-3 都市公園の配置状況を参照。

都市公園の機能集約

公園機能の再整備において、対象区域の核となる一定規模以上で利用頻度の高い公園に遊具やベンチ、花等の公園施設を集めることで、多様な機能を確保した公園をとして再整備する取組。

都市公園の機能選択

公園機能の再整備において、利用頻度が低い公園の公園施設を選択することで、利用目的に応じた公園の選択を促す取組。

都市公園法

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、都市

公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律

都市公園法運用指針

都市公園法第 31 条に規定する、都市公園制度の趣旨や意図、法の円滑かつ適切な運用を図るにあたって望ましい運用のあり方やその際の留意事項等について原則的な考え方を示すことで、都市公園の整備及び管理を行う際の参考として作成したもの。

都市緑地法

良好な自然環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい気概が生ずるおそれがあると認められる。

は行

Park-PFI（公募設置管理制度）

都市公園において飲食店等の公園施設の設置または管理を行う民間事業者を公募で選定する手続きで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備への還元を条件に、事業者には都市公園法法の特別措置がインセンティブとして適用される。

PFI 事業

Private Finance Initiative の頭文字で PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

ま行

三浦半島国営公園

首都圏を代表する三浦半島の自然環境を守る

ため、神奈川県、横須賀市、その他市町や関係団体で構成する「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」により、国に設置を要望している国営公園の仮称。

緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき地方自治体が策定する「緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

や行

横須賀市みどりの基本計画

「都市緑地法」に基づき、横須賀市のみどりを保全・創出するため策定された計画のこと。

横須賀市実施計画

YOKOSUKA ビジョン 2030 の方向性に基づいて実施する主な事業を示した計画。

横須賀市新環境基本計画

YOKOSUKA ビジョン 2030 が掲げる「未来像」を環境面から実現するための分野別計画。国内外の動向や本四を取り巻く環境問題、社会・経済情勢の変化に対応するため、令和 4 年 3 月に策定された。

横須賀市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画。

YOKOSUKA ビジョン 2030

人口減少や少子高齢化の進展等により生ずる社会変化を捉えた中で、市民が期待や希望が持てるような横須賀の未来像皆で描き、そこに向かって進むべき方向性を示した計画。

ら行

利用者自主運営組織

快適で円滑な公園利用の促進を図るため、他の公園利用者や周辺住民等との利害対立を防ぐ利用調整や利用マナー向上のための自主利用ルールづくりなどを、公園管理者と情報共有しながら、利用者同士による自主的な協議やパートナーシップによって運営管理に協力していく組織。

緑化地域

「都市緑地法」に基づき、緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。



横須賀市 都市公園の整備・管理の方針
令和4年3月（策定）、令和8年4月（部分改定）

横須賀市 建設部 公園緑地課
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地
TEL : 046-822-9950 FAX : 046-821-1523
HP : <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>
